
第 1 章

**都市基盤が充実し、ひとやもの、
情報が活発に交流するまち**

1-1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成

めざす姿

空港や高速道路等を活かした物流・交流拠点の形成により、まちを元気にします。

現 状 ・ 課 題

- 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通に伴い、さらに高まった交通結節点としての優位性を、物流・交流拠点の形成により地域の活性化につなげていくことが求められています。
- 国道 473 号バイパス（金谷相良道路倉沢 I C～菊川 I C間）の整備や国道 1 号バイパスの 4 車線化により、今後、ひと・もののさらなる活発な交流が期待されているため、各交通結節点につながるアクセス道路の整備を進める必要があります。
- 工業を中心とした企業が沿岸から内陸に移転する傾向がみられる中、当市は、公的な工業用地が不足しているため、円滑な企業誘致が進んでいないのが現状です。
- 工業用地確保のため、農業振興地域¹における土地利用調整を進めるとともに、補助金制度の充実や総合的な誘致活動により、企業誘致を進めていく必要があります。
- 富士山静岡空港は、ターミナルビルの県有化、国内線ターミナルの増設、原子力防災センター（オフサイトセンター）の建設、基幹的広域防災拠点の誘致が行われるなど、空港のあり方が変わりつつあります。
- 県の構想に合わせて、旧金谷中学校跡地周辺地域に、交流人口の拡大を図る施設の誘致等を進めていくことが必要です。
- 過疎地域の自立を促進するため、地域資源を活用して、都市部住民との地域間交流の推進が必要です。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
市民の道路整備に関する満足度 [※]	53.1% (H20)	49.5% (H25)	55.0%
地域間交流の促進（年間） * 川根温泉及び川根温泉ホテルの利用者数	373,960 人	328,652 人	350,000 人

※ 主要な幹線道路の整備にかかるアンケート調査結果

¹ 【農業振興地域】自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として指定されている区域をいう。島田市の場合、都市計画法の用途地域と大井川を除いた区域

重点的取組

新東名高速道路島田金谷IC周辺における新たな土地利用

新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地域の土地利用計画を策定し、交通結接点としての機能を活かした土地利用を促進します。

施策の方向

取組名	内容	事務事業
交通拠点を活かした周辺基盤整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●国道1号、国道473号バイパスなど、広域幹線道路の整備促進に向けて国・県と連携し、早期の完成を目指します。【関連取組：1-2 広域幹線道路の整備促進】 ●富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路等をつなぐ幹線道路を整備します。【関連取組：1-2 幹線道路の整備促進】 ●新東名高速道路島田金谷IC周辺等について、農業振興地域の見直しにより、都市的土地利用等への転換を図ります。【関連取組：3-2 企業立地基盤の整備】 ●東海道新幹線富士山静岡空港新駅の設置について、県及び周辺自治体と連携し、その実現に向けて取り組みます。 ●富士山静岡空港周辺に新たな交流拠点の整備を進めるとともに、周辺エリアにおいて都市基盤整備を進めます。 ●旧金谷中学校跡地周辺地域に、県の構想に合わせた交流人口拡大を図る施設の誘致を目指します。 ●空港の新たな利活用を検討し、国・県及び周辺自治体とともに空港周辺地域の活性化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道1号島田金谷バイパス4車線化事業 ・国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）整備事業 ・幹線道路整備事業 ・島田金谷IC周辺地区調査事業 ・空港周辺プロジェクト推進事業 ・空港振興対策事業
新たな交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●大井川流域圏の交流拠点として、川根温泉ホテルを整備し、市民及び観光客の集客を図ります。【関連取組：3-4 観光資源の有効活用】 ●川根温泉ホテルを核とした地域振興施策を推進することにより、地域間交流を図り、過疎地域の自立を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川根温泉宿泊施設建設事業 ・川根温泉宿泊施設運営事業

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 交通拠点の周辺地域において、住民同士が将来のあるべき姿の検討を行います。（まちづくり協議会）
- 富士山静岡空港を活かしたまちづくり研修会を開催します。（空港対策に関する市民活動団体）
- 市内他企業との協働事業実施の可能性検討や、誘致候補企業の情報提供を行います。（企業懇話会）
- 空港周辺の環境美化や希少動植物の保全活動、地域活性化活動を行います。（自治会、環境の保全・創造に取り組むNPO法人など）

■富士山静岡空港利用者数の状況

単位：人

	利用者総数	内訳	
		国内線	国外線
開港1年目 (H21.6.4~H22.6.3)	634,973	418,742	216,231
開港2年目 (平成22年度)	555,459	316,082	239,377
開港3年目 (平成23年度)	411,880	266,413	145,467
開港4年目 (平成24年度)	446,755	251,329	195,426



▲川根温泉ホテル 完成予想図



▲富士山静岡空港

1-2 総合的な道路網の整備

めざす姿

利便性・快適性の高い道路整備により、ひとやものが活発に交流する地域社会の実現を目指します。

現 状 ・ 課 題

- 国道1号島田金谷バイパスの4車線化、国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）の整備、国道473号新東名島田金谷IC～国道1号大代IC間の4車線化、はばたき橋を含む県道島田吉田線などの国・県が整備する主要幹線道路を補完する幹線道路網の計画策定及び整備が求められています。
- 生活道路は、市民の生活に密接に関わっていますが、路線数が多く要望内容も多岐にわたっており、全てを実施するのは困難な状況であるため、緊急性・必要性を考慮した優先順位により整備を進める必要があります。
- 交通インフラ整備は「造る」から「守る」に転換しています。予防保全型の維持補修・老朽化対策により、利用者の安全・安心を確保することが求められています。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成19年	平成24年	平成29年
幹線道路（都市計画道路）整備率 （改良済+概成済 [※] ）／総延長×100	66%	84%	89%
橋りょう長寿命化修繕工事実施数	—	3橋	51橋

※ 概成済…改良済区間のうち、都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員、または、4車線以上の供用道路で、改良済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間。

重 点 的 取 組

総合的な道路ネットワークの構築

市民生活の利便性向上や地域内経済の循環力を高めるため、広域幹線道路につながる地域内幹線道路を重点的に整備します。

生活道路の整備による快適な住環境づくり

生活道路の計画的な維持・修繕により、快適性の高い住環境整備につなげます。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
広域幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ●国道1号島田金谷バイパス及び国道473号（新東名島田金谷IC～国道1号大代IC）の4車線化、国道473号金谷相良道路（倉沢IC～菊川IC）の整備促進を国・県へ働きかけます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●藤枝バイパス4車線化と東光寺ICフルインター化を国・県へ働きかけます。 	道路建設促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・国道1号島田金谷バイパス ・国道1号藤枝バイパス ・国道473号バイパス（金谷相良道路） ・国道473号（新東名島田金谷IC～国道1号大代IC）
幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路からの通過交通排除を目的に、色尾大柳線や谷口中河線等の整備を進めます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●新東名高速道路島田金谷ICへの連絡機能を強化するため、横岡新田牛尾線、二軒屋牛尾線を整備します。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●国道473号への連絡機能を強化するため、島竹下線を整備します。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●整備路線の優先順位の明確化のため、道路整備プログラムを策定し、効果的な道路整備を行います。 ●広域幹線道路と地域内幹線道路との連携を強化し、市民の利便性の向上に加え、ひとやものが活発に交流する総合的な道路ネットワークを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合都市交通体系調査事業 ・道路整備プログラムの策定 ・東町御請線整備事業 ・横岡新田牛尾線改良事業 ・谷口中河線改良事業 ・色尾大柳線改良事業 ・道悦旭町線改良事業 ・島竹下線改良事業 ・県営道路整備事業
生活道路の整備・維持 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●優先度の高い生活道路から順に整備を実施します。 ●安全、安心な住民生活のため、道路側溝の整備、舗装の改修、狭隘道路の拡幅など、生活道路を整備します。 ●橋りょう及び道路附属物等の定期的な点検により、損傷の状況を正確に把握・評価し、保全の手法や経費、緊急度を踏まえた修繕計画に基づき、修繕工事を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路改良事業 ・道路維持修繕事業 ・橋りょう長寿命化修繕事業 ・法面・トンネル点検事業 ・道路照明灯修繕事業

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 道路整備事業の説明会に積極的に参加します。（市民）
- 道路及び周辺整備に係る課題の検討を行います。（自治会）
- 生活道路の危険箇所を発見したら、行政へ連絡します。（市民）
- 企業活動中などに発見した市道等の損傷箇所を「公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書」に基づき、行政へ情報提供します。（企業・事業所）

■市道整備状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実延長 (m)	1,102,946	1,111,157	1,116,184	1,117,245	1,113,928
本数	3,587	3,586	3,605	3,617	3,614
舗装率 (%)	73.3	73.1	73.5	73.7	73.9

■都市計画道路整備状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
改良済延長 (m)	39,030	40,010	40,240	42,130	56,530
概成済延長 (m)	21,600	22,700	22,700	22,120	20,930
小計 (m)	60,630	62,710	62,940	64,250	77,460
計画延長 (m)	91,580	91,580	92,090	92,090	92,100
整備率 (%)	66.2	68.5	68.3	69.8	84.1

※ 平成 25 年 3 月 31 日現在



▲国道 1 号島田金谷バイパス向谷 IC 付近



▲新東名高速道路島田金谷 | C



▲横井中央線整備事業

1-3 公共交通基盤の整備

めざす姿

公共交通網の充実により、交通空白地を解消し、通勤・通学、買い物や通院などの利便性を高めます。

現 状 ・ 課 題

- 少子化により、公共交通における通学需要が減少することが予測されます。また、運転免許保有率の高まりにより、路線バスの利用は減少していくことが見込まれます。
- コミュニティバス²の多くの路線では、利用者数が減少傾向にあるため、利用促進に向けた一層の取組の充実・強化が必要です。
- コミュニティバスの路線維持に係る財政負担は大きく、効率的な運行形態、運賃負担のあり方についての検討が必要です。
- 地理的な理由等により遠距離通学をしている児童・生徒のため、スクールバスを運行しています。川根地区や鍋島地区では児童・生徒以外の乗車も可能としており、地域住民の利便性の確保につながっています。
- 大井川鉄道は、通勤・通学などの沿線住民の利用の減少や、SL団体客の伸び悩みがみられるほか、設備や車両の老朽化が進んでおり、計画的な改修や更新を進めるとともに、路線維持のための増収対策や経営環境の転換が求められています。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
コミュニティバス利用者数 [※] （年間）	394,770 人	374,254 人	375,000 人

※ 平成 19 年の実績値には、川根地区スクールバスの児童・生徒の通学利用分を含む。

重 点 的 取 組

バス運行体系の見直し

路線ごとの利用状況を踏まえ、運行体系を見直し、地域のニーズに即した運行が実施されるよう努めます。

² 【コミュニティバス】 地域住民の移動手段を確保するために、バス会社が運行する路線以外で、自治体などが運行するバスのこと。

施策の方向

取組名	内容	事務事業
バス運行体系の強化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバスについて、運行形態や運賃負担のあり方、運行車両など、バス交通体系の全体的な見直しを行います。 ●民間の不採算バス路線に対する補助金について、利用状況等を勘案しながら、適宜、必要な見直しを行います。 ●遠距離通学が必要な児童・生徒のため、登下校時のスクールバスの運行を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行管理事業 ・コミュニティバス車両更新事業 ・バス路線運行維持助成事業 ・スクールバス運行事業
デマンド型乗合タクシー ³ 導入の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅から目的地まで、市民が相乗りで利用できるデマンド型乗合タクシーを導入し、移動手段のない人を対象とした効率的な運行システムの構築を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合タクシー運行事業
民間鉄道による移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●大井川鉄道と沿線自治体が協力し、沿線住民の日常的な利用促進とともに、観光振興など交流人口の増加による鉄道利用の拡大に取り組み、地域の公共交通の確保と観光資源としての活用を図ります。 ●大井川鉄道の設備や車両の老朽化対策として、国や県の補助制度を活用し、計画的な改修や更新が図られるよう調整を進めます。 	

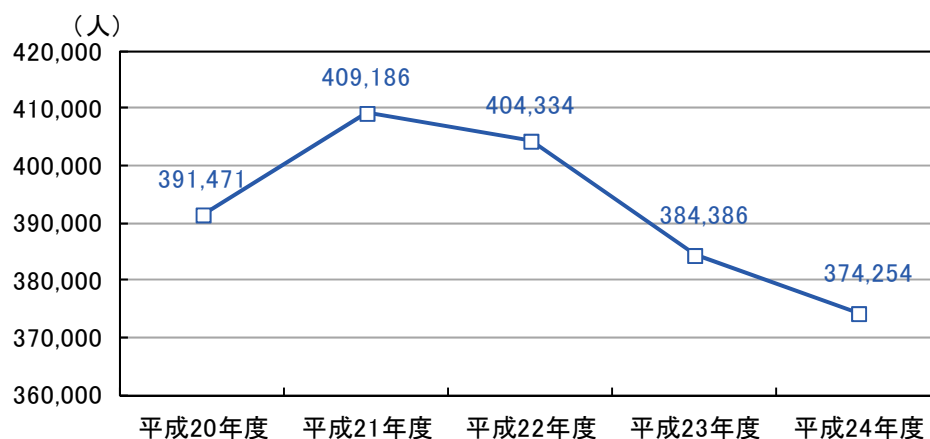
協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 日常生活の中で、コミュニティバスを積極的に活用します。（市民）
- 島田市地域公共交通会議及び島田市地域公共交通会議住民部会への参画を通じて、利用者にとって利用しやすい公共交通を維持・確保していくことに努めます。（市民）
- 高齢者の買い物や通院のサポートなど、地域が主体となって移動手段を確保する取組を進めます。（市民）

³ 【デマンド型乗合タクシー】 交通手段に不便をきたしている地域の人に、予約により自宅や指定の場所から目的地まで乗合タクシーにより送迎するサービス

■コミュニティバス利用者数の状況



■大井川鐵道 市内主要駅の1日平均乗降客数

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
金谷駅	一般 (人)	603	537	485	395
	定期券利用 (人)	285	262	226	222
	計 (人)	888	799	711	617
新金谷駅	一般 (人)	812	865	811	697
	定期券利用 (人)	86	95	82	68
	計 (人)	898	960	893	765
五和駅	一般 (人)	35	30	30	25
	定期券利用 (人)	65	57	43	61
	計 (人)	100	87	73	86
福用駅	一般 (人)	24	22	24	22
	定期券利用 (人)	57	58	56	68
	計 (人)	81	80	80	90
家山駅	一般 (人)	436	430	370	355
	定期券利用 (人)	218	191	173	156
	計 (人)	654	621	543	511
市内 11 駅 合計	一般 (人)	2,052	2,011	1,841	1,604
	定期券利用 (人)	824	777	690	690
	計 (人)	2,876	2,788	2,531	2,294



▲コミュニティバス



▲大井川鐵道

1-4 住環境の整備

めざす姿

市民が安心して暮らせるよう、快適な居住環境を整備するとともに、住まいを必要とする人の住居を確保します。

現 状 ・ 課 題

- 「島田市公営住宅ストック総合活用計画」⁴及び「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯の状況や市民の生活実態の把握、住宅需要の推移、老朽化した市営住宅の維持管理など、社会動向を踏まえた住環境整備に係る事業の展開が求められています。
- 老朽化の進んだ市営住宅の建て替えを早急に行う必要があるものの、代替住宅の確保や財政面の課題により、進んでいないのが現状です。今後は、適正な供給戸数を把握するとともに、民間施設の活用も視野に入れた対応が求められています。
- 市内の人口が減少傾向を示しています。特に、川根地区をはじめ中山間地域においては、若年層の流出や高齢化が進む中、地域コミュニティを維持することが課題となっています。今後は市有財産を住宅地として活用するなど、定住促進に向けた取組を進める必要があります。
- 上水道管路における法定耐用年数40年を経過した老朽管の割合は22%を超えており、年次的な更新が必要です。また、耐震診断や補強工事が未実施である配水池の早期事業化が求められています。
- 簡易水道⁵施設や飲料水供給施設には、老朽化している施設が多数あり、更新を進める必要があります。しかし、維持管理経費が増大しているため、対応が難しい状況となっています。
- ライフスタイルの多様化や核家族化の進展などにより、墓地に対する考え方が変化する中、公設霊園の必要性が高まっています。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
新設住宅着工件数（年間） * 持ち家、貸家、分譲住宅など	627 戸	670 戸	720 戸
地区計画 ⁶ の指定	3 か所 (73.9ha)	3 か所 (77.0ha)	4 か所 (78.0ha)
配水池耐震化率 * 貯水量率：全体容量＝17,988m ³	21.6%	28.8%	100.0%

⁴ 【島田市公営住宅ストック総合活用計画】老朽化が見られる木造、簡易耐火構造の市営住宅などの建て替えや、高齢者や障害者に対応した設備改修など、平成 29 年度までの総合的な整備計画

⁵ 【簡易水道】給水人口が 101 人以上から 5,000 人以下までの範囲を対象として供給する水道のこと。

⁶ 【地区計画】一定のまとまりを持った「地区」の用途地域の規制を強化、緩和することを目的に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う都市計画法に基づく制度

重 点 的 取 組

定住化の促進

地域の実情を踏まえ、若年層、勤労者及び高齢者の居住の安定と良好な住環境づくりに努めます。また、中山間地域においては、宅地化などによる市有財産の有効利用や民間活力を導入し、子育て世代や若者の定住化を促進します。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「島田市公営住宅ストック総合活用計画」に沿った既存住宅の長期的活用により、住宅需要に応え居住の安定化を図ります。また、民間住宅（アパート等）を活用した借上げ方式による住宅供給について検討を進めます。 ●「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な住環境の維持管理、整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅維持修繕事業 ・市営住宅管理事業
中山間地域における定住化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域において、子育て世代や若者の定住化に向けた事業展開を図ります。 ●地域の住環境や地域の魅力を情報発信し、都市からの移住による人口増加を図ります。【関連取組：3-4 ニューツーリズムの推進】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊⁷派遣事業 ・中山間地域空き家バンク⁸事業
居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地の有効利用を図るため、建築基準法上の道路種別について明確にします。 ●地域の特徴を踏まえた適切な土地利用を進めるとともに、住民合意のもと、地区計画等により良好な環境を創出するよう働きかけます。 ●往還下土地地区画整理事業の完了に向け、保留地の販売促進に努めます。 ●居住環境の改善に向けて、土地地区画整理事業等を検討します。 ●定住化を推進するため、良質な住環境の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路台帳整備事業 ・用途地域の適正化 ・地区計画の検討 ・往還下土地地区画整理事業

⁷ 【地域おこし協力隊】 過疎化が進む地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域力の維持を目的に平成 21 年から国が制度化

⁸ 【空き家バンク】 空き家情報をインターネット等で移住・定住希望者に情報提供する事業

取組名	内容	事務事業
安全・安心な水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ●アセットマネジメント⁹（施設の資産管理手法）を取り入れた水道事業計画を策定し、合わせて料金改定を検討していきます。 ●優先度の高い路線から老朽管の更新を実施するとともに、適切な口径の検討と継手の耐震化を進めます。 ●主要配水池のほか、小規模配水池についても緊急性の高いものから優先的に耐震化を進めます。 ●稲荷浄水場に非常用発電装置を設置し、災害時の給水に備えます。 ●中山間地域の小集落にある飲料水供給施設について、補助や管理の方法などを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽管更新事業（天神原・旗指配水区） ・建設改良事業（簡易水道） ・配水池耐震化事業 ・稲荷浄水場非常用発電装置整備事業 ・飲料水供給施設整備事業
霊園の整備及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ●墓地需要の動向を踏まえ、公共性を有する墓地を市民に提供します。 ●既存の市営霊園について、適正な管理運営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営霊園整備事業 ・市営霊園管理運営事業

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 地域おこし協力隊などと協力して、地域の魅力を情報発信します。（地域づくりを行うNPO法人など）
- 地域の居住環境の向上や改善に向けた検討を行います。（自治会・コミュニティ委員会）
- 水道耐震化プロジェクトに関する活動に参加・協力します。（市民・地域）
- 飲料水供給施設の定期的な見回りと維持管理に努めます。（地域）



▲稲荷浄水場

⁹ 【アセットマネジメント】 長期的かつ経営的な視点で、市の公共施設を管理・活用・処分する取組

■周辺市の新設住宅着工件数の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
島田市 (戸)	701	592	662	696	670
藤枝市 (戸)	1,168	903	1,082	1,230	1,282
焼津市 (戸)	1,335	1,084	1,044	1,105	847
牧之原市 (戸)	612	216	200	235	167
掛川市 (戸)	1,203	784	695	624	711

資料：静岡県新設住宅着工統計

■地区計画指定地区数及び面積

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地区数	3	3	3	3	3
面積 (ha)	73.9	73.9	77.0	77.0	77.0

■上水道の状況(島田市上水道)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
給水人口 (人)	75,571	75,342	75,088	74,988	74,705
給水戸数 (戸)	28,574	28,689	28,781	29,082	29,285
年間総配水量 (m ³)	10,774,920	10,724,691	10,701,705	10,532,993	10,403,057
年間有収水量 (m ³)	8,848,446	8,780,622	8,774,557	8,649,610	8,545,195
有収率 (%)	82.1	81.9	82.0	82.1	82.1

■簡易水道の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
給水人口 (人)	6,206	6,096	5,974	5,877	5,738
給水戸数 (戸)	2,130	2,114	2,102	2,100	2,094
年間総配水量 (m ³)	910,869	849,921	832,737	799,973	814,976
年間有収水量 (m ³)	706,870	687,391	674,489	650,993	640,082
有収率 (%)	77.6	80.9	81.0	81.4	78.5

1-5 公園緑地の整備

めざす姿

市民が安らぎを感じ、快適に暮らせるよう、緑あふれる都市空間を創出します。

現 状 ・ 課 題

- 当市の公園緑地の整備状況は、平成 25 年 3 月末時点で 138 公園、面積は 111.9ha となっています。そのうち、都市計画公園の整備率は、平成 25 年 3 月末現在、約 20%となり、さらに整備を進めていく必要があります。
- 公園緑地は、避難場所としての機能を併せ持つ社会基盤であり、計画的な配置や整備が求められています。
- 公園の整備・管理については、地域とともに考え、地域が主体的な役割を果たすことができるようにすることが必要です。しかしながら、公園の維持管理を行う地域住民の高齢化により、その実施が年々困難になってきています。
- 当市は、「ばらのまちづくり」を推進しており、今後も、ばらの丘公園を活用するなど、主要園芸作物であるバラを全国にPRしていくことが求められています。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
公園・緑地整備面積	110.0ha	111.9ha	112.0ha
生け垣づくり補助累計件数	968 件	1,090 件	1,215 件
公園愛護会団体数	43 団体	46 団体	49 団体

重 点 的 取 組

ばらのまちづくりの推進

当市の特色ある園芸作物であるバラを活かし、緑化等を推進することで、「ばらのまち」として市内外にPRしていきます。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●防災機能を併せ持ち、市民が親しみを持って利用できる公園・緑地の整備を計画的に進めます。 ●安全・安心な利用のため、138 か所の公園を計画的かつ効果的に維持管理します。 ●施設ごとの管理方針、長寿命化対策実施時期等を踏まえ、計画的に15公園の施設の改築・更新を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園整備事業 ・公園管理事業 ・公園施設長寿命化事業
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりを行う者に対し、補助金を交付します。 ●市内主要箇所にばらの花壇等を設置するとともに、ばらの丘公園を活用し、栽培等に関する情報提供や、交流の場を提供します。 ●全国ばらサミットの開催に向けて、ばらのまちづくりに対する市民の意識向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣づくり設置費補助事業 ・緑化活動推進事業 ・ばらのまちづくり推進事業 ・全国ばらサミット開催事業
公園・緑地の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の公園や緑地の美化を行う、「公園愛護会」の活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事業

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

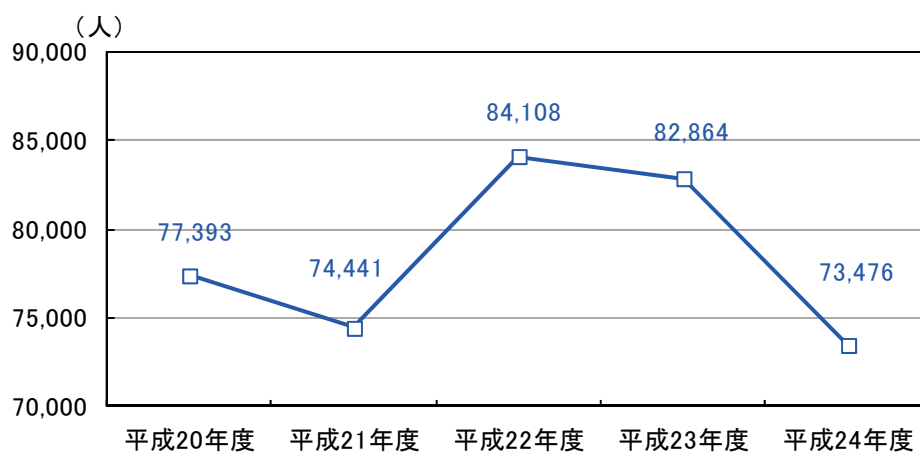
- 植栽や花壇の維持管理、公共施設へのプランターの提供、学校・福祉施設への草木の提供等を行います。（緑化団体）
- 平成27年度開催予定のばらサミットに向けた事前研修等へ関係企業などの社員が参加します。（企業・事業所）
- 都市公園の愛護活動、公園愛護デーにおける美化活動等を行います。（公園愛護会）



■都市計画公園整備状況

		街区公園	近隣公園	総合公園	運動公園	風致公園	緑地	合計
計画	箇所数	17	6	2	1	2	4	32
	面積 (ha)	4.81	13.00	52.60	9.90	33.70	250.20	364.21
開設	箇所数	16	4	2	1	1	4	28
	面積 (ha)	4.22	3.64	10.43	8.60	0.15	45.6	72.64
開設率 (%)		87.7	28.0	19.8	86.9	0.4	18.2	19.9

■ばらの丘公園入園者数



▲中学生による中央小公園の美化活動



▲ばらの丘公園



▲ばらの丘公園のマスコットキャラクター
「ばらみちゃん」

1-6 魅力ある景観の保全

めざす姿

潤いある自然や、伝統を感じさせる歴史的まちなみなど、恵まれた地域景観を守ります。

現 状 ・ 課 題

- 平成 23 年に景観行政団体に移行した当市は、平成 25 年度に策定した景観計画に基づき、良好な景観を保全・形成する取組を行っていきます。
- 牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会により、市内5か所が「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」に選ばれるなど、市内の景観に注目が集まっています。
- 当市は、大井川、牧之原台地等の豊かな自然環境、蓬萊橋等の歴史資産、人々の営みによって育まれた田園・市街地が調和して形成されています。
- 当市ならではの景観は、先人から受け継いだかけがえのない財産であるため、将来の市民に継承できるよう、永く持続させることが求められています。
- 静岡県屋外広告物条例の許可基準に適合していない広告物の是正指導などを行い、良好な景観の保全に努めることが必要です。
- 全国的に、中山間地域においては高齢化や後継者不足により耕作放棄地¹⁰が増加し、里山ならではの景観が損なわれていく傾向にあります。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
景観計画重点地区の指定数	—	—	2 地区

重 点 的 取 組

景観計画重点地区の指定による景観の形成・保全

島田市景観計画に基づき、景観計画重点地区の指定を行い、その地域ならではの良好な景観の形成・保全を図ります。

¹⁰ 【耕作放棄地】1年以上作付けされず、今後数年も作付けする見込みのない土地

施策の方向

取組名	内容	事務事業
計画的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 25 年に策定した島田市景観計画に基づき、景観計画重点地区¹¹の追加指定に向けた取組を継続します。 ●景観計画重点地区、その他の地区における居住環境の向上を図るため、地区計画の指定について検討します。 ●県屋外広告物条例の改正許可基準の施行（平成 25 年 10 月）を機に、違反屋外広告物の是正指導に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画重点地区指定事業 ・県屋外広告物条例許可事務 ・違反屋外広告物是正指導事務
史跡景観等の活用・保全	<ul style="list-style-type: none"> ●川越遺跡をはじめ、旧東海道石畳、諏訪原城跡、蓬萊橋、野守の池、大井川鶴山の七曲り、大茶園など、伝統ある歴史景観・魅力ある自然景観を地域資源として活用するとともに、当市固有の財産として、保全・継承に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川越遺跡保存管理計画策定事業
農山村景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域における農林業の継続を支援し、里山の景観の維持に努めます。 ●茶畑と茶草場が連続する美しい景観の維持に努めるほか、耕作放棄地を再生させる取組を支援します。【関連取組：3-1 茶の生産基盤の強化と消費拡大】 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払交付金交付事業

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 地域の景観の向上・改善に係る問題点を検討します。（自治会・コミュニティ委員会）
- 集落協定を市と結び、中山間地域の農地の維持に努めます。（農業者）

■耕作放棄地面積の状況

年度	発生		解消面積					
			営農再開		保全管理		計	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
平成 20 年度	107	6.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成 21 年度	8	0.7	14	1.2	1	0.1	15	1.3
平成 22 年度	216	13	55	3.7	81	5.6	136	9.3
平成 23 年度	185	12.5	73	6.2	79	4.1	152	10.3
平成 24 年度	262	22.3	48	4.9	42	1.8	90	6.8
計	778	55.3	190	16.0	203	11.6	393	27.7

¹¹ 【景観計画重点地区】景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて、重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区

1-7 地域情報化と電子自治体の推進

めざす姿

地域情報化を推進し、全ての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる電子自治体の実現を目指します。

現 状 ・ 課 題

- 高度情報化社会の進展により、多くの市民が、電子行政をはじめ、防災、教育、医療、社会保障、消費生活などあらゆる分野で ICT（情報通信技術）¹²の恩恵を受けています。
- スマートフォン、タブレット等の携帯情報端末や、ツイッター、フェイスブックなどの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）¹³の普及により、市民が情報を収集し、共有する環境が飛躍的に充実してきています。
- 光インターネットサービスの世帯カバー率が9割を超え、情報通信基盤整備は進んできていますが、一部中山間地域においては、採算性の問題等により基盤整備が遅れているのが現状です。
- インターネットを活用した情報提供や市民ポータルサイト¹⁴の活用による交流促進事業は、一定の成果を挙げているものの、携帯情報端末や SNS の普及といった昨今の潮流に合致していない部分もあるため、今後の検討が必要となっています。
- 「広報しまだ」「FM島田」などの多様な情報媒体が存在する中、基幹メディア（広報しまだ）単体で完結するのではなく、複数メディアを戦略的に連動・連携させ、メディアのネットワーク化により効果的な情報発信をする必要があります。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
広報しまだ閲読率※	—	—	80%
市ホームページ総ページビュー数（年間）	250 万件	310 万件	350 万件

※ 平成 26 年度に広報アンケート実施予定（当市初）

¹² 【ICT（情報通信技術）】情報(information)と通信(communication)の技術(Technology)の略

¹³ 【SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）】インターネット上で日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人々との交流を目的としたサービスの総称

¹⁴ 【市民ポータルサイト】地区の情報(イベント情報など)を知りたい時にインターネットにアクセスするときの入口となる市民が運営するウェブサイト

重 点 的 取 組

多様なメディアを活用した戦略的な情報発信

複数のメディアが連携したネットワークにより、効果的な情報提供を行います。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
情報通信ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●光インターネットなど超高速インターネットが利用できない地区で、通信事業者が行う通信設備等の整備を支援します。 ●FM島田は、コミュニティFM¹⁵の電波の特性から、市内全域をカバーできていないため、ネット環境を利用したサイマルラジオ¹⁶放送を行います。【関連取組：2-1 防災・災害時情報の伝達】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報基盤整備促進事業 ・超短波放送難聴対策事業
ICTの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ施設などの地域の拠点で、ICT機器や通信網の整備を進め、だれもが、いつでも気軽にICTを利用できる環境を整備します。 ●生涯学習や地域社会の場で活用できることを目的に、初心者を対象とするパソコン講座を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館施設管理運営事業 ・生涯学習推進事業
多様な情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページなどで防犯、消費生活、教育など、生活に役立つ情報を提供し、市民のICT利用意欲の向上を図ります。 ●インターネット講習会など利用技術の習得の機会を提供し、ICTを活用できる人材を育成します。 ●FM島田において、行政情報及び島田市提供番組を放送します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子自治体推進事業 ・超短波放送活用事業
オンラインサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを利用した図書予約や電子申請システムなどのオンラインサービスを拡充し、市民の利便性向上と地理的格差の解消を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請共同利用システム運用業務



▲広報しまだ

15 【コミュニティFM】市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送（FM放送）

16 【サイマルラジオ】日本各地のコミュニティFM局が放送する番組を、インターネットを通じて同じ時間帯に配信するサービス。通常の大手放送局より出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送を聴取することができる。

取組名	内 容	事務事業
行政情報システムの最適化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域情報プラットフォーム¹⁷を活用した効率的な情報システムの導入など、行政情報システムの最適化を図ります。 ●データ保全・システム復旧に効果的な自治体クラウドなどの新しいシステムを導入します。【関連取組：2-1 災害に備えた情報通信環境の整備】 ●住民基本台帳ネットワークシステム¹⁸及び戸籍副本データ管理システム¹⁹の稼働により、大規模災害時においても迅速な対応ができるようにします。【関連取組：2-1 災害に備えた情報通信環境の整備】 ●戸籍情報システムや住民基本台帳ネットワークシステムの定期的な機器更新により、迅速かつ適正な運用を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報システム運用業務 ・住民基本台帳ネットワークシステム等更新事業
戦略的広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●官民が連携して、広報紙、ホームページ、コミュニティFM、市民ポータルサイト、民間のフリーペーパーなど、多様なメディアを重層的に活用した情報発信を行うことにより、市民活動や観光・商工業等の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報効果・戦略プラン策定事業 ・電子自治体推進事業・

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

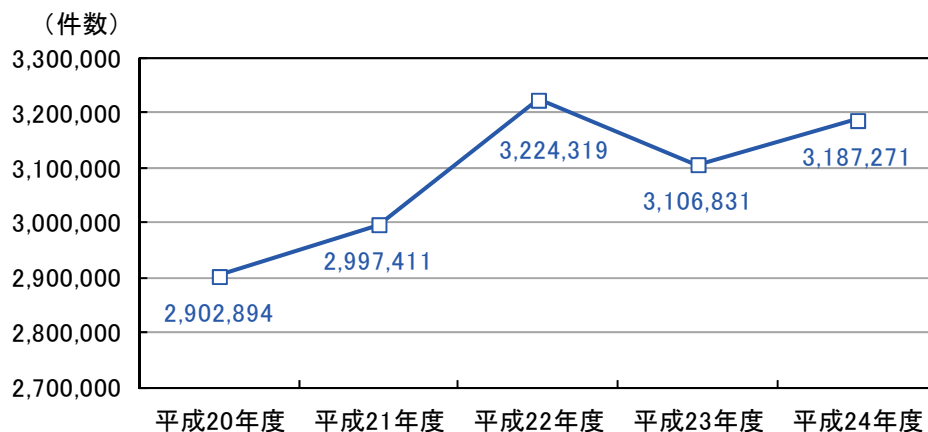
- 広報しまだの掲載内容をFM島田の行政番組で放送します。（FM島田）
- 広報しまだへの登場やFM島田への出演、さらに各種情報の提供、情報誌の発行などを行います。（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、地域コミュニティ委員会など）
- NPO法人や市民活動団体等が協働して行う、ICTを活用した情報発信活動を支援します。（報道機関、情報提供活動を行うNPO法人など）

17 【地域情報プラットフォーム】自治体を持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通的な仕様

18 【住民基本台帳ネットワークシステム】都道府県または指定情報処理機関が、住民の居住関係を公証する目的で、住民基本台帳に記載された個人情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日等の情報と住民票コードを一括して一元的に管理・保有する全国的ネットワークシステムのこと。

19 【戸籍副本データ管理システム】大規模かつ広域の災害時における戸籍データの完全滅失の防止を目的として、全国2か所に戸籍副本データ管理センターを設置し、業務日ごと更新された市区町村のデータを送信することで、戸籍システムの迅速な復旧を可能としたシステム

■島田市ホームページ総ページビュー数(年間)



■電子申請システム利用状況

単位：件

業務名	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
特定入所者負担限度額の認定	15	21	31	19	8
介護保険被保険者証再交付申請				2	1
公文書の開示請求	2	1	1	7	14
住民票の写し交付予約申請	7	10	2	11	1
税証明交付申請	5	5	9	5	8
犬の死亡届	12	8	11	10	12
出会いの場イベント申込	60	53	48	155	
しまだ楽習センター講座申込	165	447	347	389	413
社会教育課主催講座※1参加申込	24	29	36	58	43
サタデー・サマーオープンスクール参加申込	58	150	147	150	152
看護専門学校オープンキャンパス参加申込		11	60	72	39
座標値記録交付申請		15	7	1	1
新型インフルエンザワクチン接種予約申請		257			
健康づくり課主催講座※2参加申込			9	68	99
建設工事用業者カード登録			961		851
合計	348	1,007	1,669	947	1,642

※1 社会教育課主催講座：いきいき子育て勉強会、3歳児をもつ親の講座、しまだガンバなど

※2 健康づくり課主催講座：いきいきママ教室、離乳食講習会など

第 2 章

市民が安全・安心に暮らせるまち

2-1 危機管理体制の強化

めざす姿

地震等の災害から市民の生命及び財産等を保護し、被害の軽減を図るため、危機管理体制を強化します。

現 状 ・ 課 題

- 地震や台風などの災害や、地球温暖化などを要因とした気候変動による異常気象、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模な感染症など、市民の生命及び財産を脅かすリスクが多様化しています。
- 災害発生時に迅速かつ確に対応するため、「島田市地域防災計画」や「島田市水防計画」などを策定しているほか、テロの脅威や武力攻撃に対応するため、「島田市国民保護計画」を策定しています。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持するため、BCP（事業継続計画）²⁰の整備が求められています。
- 県が策定した第4次地震被害想定に基づく防災対策の検証及び「島田市地域防災計画」の見直しが必要となっています。
- 原子力災害に備えて、国が決定した「原子力災害対策指針」に基づき策定した「島田市地域防災計画（原子力災害対策編）」を踏まえ、UPZ²¹（緊急時防護措置を準備する区域）における具体的な個別計画の策定や関係自治体との連携による対応が必要となっています。
- 行政による公助には限りがあるので、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という自助の意識と「自らの地域は皆で守る」という共助の意識を持つことが重要となっています。
- 自主防災組織を強化し、地域の連携を図ることで、地域の防災力を向上させる必要があります。
- 災害発生時に支援が必要な高齢者等へ、適切に対応できる体制づくりが求められています。
- FM島田は、災害発生時の情報伝達手段として重要な役割を担っています。しかしながら、一部に難聴地区が残っているという課題を抱えています。



▲地域防災訓練

²⁰ 【BCP（業務継続計画）】災害・事故を受けても重要業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画

²¹ 【UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）】「原子力災害が発生した場合において、影響の及ぶ可能性がある区域」として、防災対策を段階的に実施するための目安となる範囲。静岡県では発電所から概ね31kmまでの区域を範囲として定める。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
市民の地域防災訓練参加者数（年間） * 防災の日、地域防災の日に自主防災組織が実施する訓練への参加者数	43,057 人	50,444 人	55,000 人
防災リーダーの養成者数	—	44 人 (H25)	250 人
避難所運営会議の開催数（年間）	75 回	53 回	78 回 各避難所 2 回

重 点 的 取 組

市民の防災意識のさらなる向上

防災教室の開催や地域における防災訓練により、市民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減につなげます。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
危機管理体制の強化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に的確な対応ができるよう、市の組織に危機管理を専門に所管する部署を設け、防災体制を強化します。 ● 「島田市国民保護計画」に基づく市の対策本部の体制を早期に確立し、計画を市民に広く周知します。 ● 災害発生時に、市として実施すべき対応や優先的に継続する業務などをまとめた「BCP（業務継続計画）」を策定します。 ● 原子力災害に備えて、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を有する自治体と、安全対策の方策を検討します。 ● 他の自治体の被災者を受け入れ、支援するため、避難所の相互利用や「被災者支援システム」の構築について、近隣自治体との連携の中で検討します。 ● 新型インフルエンザや社会的に影響の大きい新たな感染症の発生に備え、国及び県の行動計画を参考に当市の行動計画を策定し、感染予防やまん延防止に努めます。 ● 被災時のボランティアの受け入れ体制の整備や活動拠点の提供など、ボランティア活動支援に努めます。 ● 畜産経営における経済的被害の大きい伝染病や、人畜共通伝染病などの発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、各種疾病の検査等を実施し、防疫対策に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島田市国民保護計画の運用 ・ 業務継続計画策定事業 ・ 新型インフルエンザ等対策事業 ・ 災害ボランティア活動支援 ・ 家畜伝染病予防事業

取組名	内 容	事務事業
異常気象時の防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●職員で構成する初期水防配備体制により、市域での水害発生防止と被害の軽減を図ります。 ●毎年度、出水期前に消防団、自主防災会、防災関係機関の参加のもと、水防訓練を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期水防配備体制 ・水防訓練の実施
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の防災意識の啓発のため、防災教室を開催します。 ●地域の自主防災組織と連携した総合防災訓練、地域防災訓練を実施します。 ●自主防災組織の育成、充実を目的に、防災訓練の実施や資機材等の整備に要する経費を支援します。 ●災害時の防災拠点施設である第一次指定避難所に適正な資機材、備蓄品の配備を行います。 ●市独自の講座開設により、地域で活躍する防災リーダーを養成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練、地域防災訓練の実施 ・防災用施設資機材整備事業 ・自主防災組織育成事業 ・地域防災リーダー養成事業
災害時要援護者に対する支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●「島田市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者の把握や支援体制の強化を図ります。 ●自主防災組織と民生委員・児童委員の協力を得て、災害時要援護者台帳の整備を進め、その活用を図ります。 ●避難所運営会議等を通じて、要援護者の受け入れ体制の整備について助言します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者対策事業
防災・災害時情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に必要な情報伝達機器等を計画的に整備します。 ●FM島田を活用した防災対策に関する情報を市民に提供し、防災意識の向上を図ります。 ●災害時には、防災行政無線、広報車、FM島田、衛星携帯電話など、さまざまな通信手段を用いて、情報の伝達に努めます。 ●FM島田を通じて、災害時における災害情報を放送します。情報収集及び発信体制について、FM島田と連携し強化を図ります。 ●当市のホームページの緊急情報及び防災情報のコーナーにおいて情報提供を行います。災害発生時には、安否情報や被害状況等の掲載に特化した「災害モード」に切り替え、転送速度の遅い回線でも閲覧可能な情報量で発信します。 ●Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）²²からの情報を迅速に市民に伝達するとともに、Jアラート（全国瞬時警報システム）²³により、国から市民に直接緊急情報を伝えます。 ●関係機関との情報共有や連携・協力により、避難や救援を円滑に行い、被害の最小化に努めます。 ●FM島田の難聴地区への対策として、サイマルラジオ²⁴放送を行います。【関連取組：1-7 情報通信ネットワークの充実】 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線整備事業 ・同報無線屋外受信子局更新事業 ・デジタル式同報系防災行政無線整備事業 ・超短波放送活用事業 ・公式ホームページ管理業務
災害に備えた情報通信環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の業務継続に必要な情報通信環境の整備を行います。災害の規模により、求められるシステムや機器の構成が大きく異なるため、それぞれの災害状況を想定したBCP（業務継続計画）を整備します。【関連取組：1-7 行政情報システムの最適化】 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ機器等の安全対策業務（防災対策等）

²² 【Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）】行政専用ネットワーク(LGWAN)を利用して、首相官邸の危機管理センターと全国の都道府県・市区町村との間でメッセージを送受する、国と地方公共団体での緊急情報通信を行うシステム

²³ 【Jアラート（全国瞬時警報システム）】津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動するシステム

²⁴ 【サイマルラジオ】コミュニティFM局が放送する番組を、インターネットを通じて同じ時間帯に配信するサービス

市民・地域・団体ができること

- 災害発生時及び緊急時には、ボランティアスタッフとして、情報収集や復旧活動を行います。（市民）
- 家畜伝染病などの発生時には、速やかに行政機関に連絡し、被害の拡大防止に努めます。（農業者）
- 正しい防災知識を一人ひとりが持つため、防災訓練に積極的に参加するなど、防災に関する自助の意識を高めます。（市民）
- 避難所運営会議の開催や防災訓練の実施により、市民の自助・共助による防災体制を整備し、災害時に備えます。また、災害時には必要な情報の提供・共有を図ります。（自治会・自主防災組織）
- 災害時における要援護者に対する支援体制を確立するため、「避難行動要支援者の個別計画」の整備を進めます。（自治会・自主防災組織）
- 運営する市民ポータルサイトにおいて、災害情報の集約及び発信を行います。（情報提供活動を行うNPO法人）

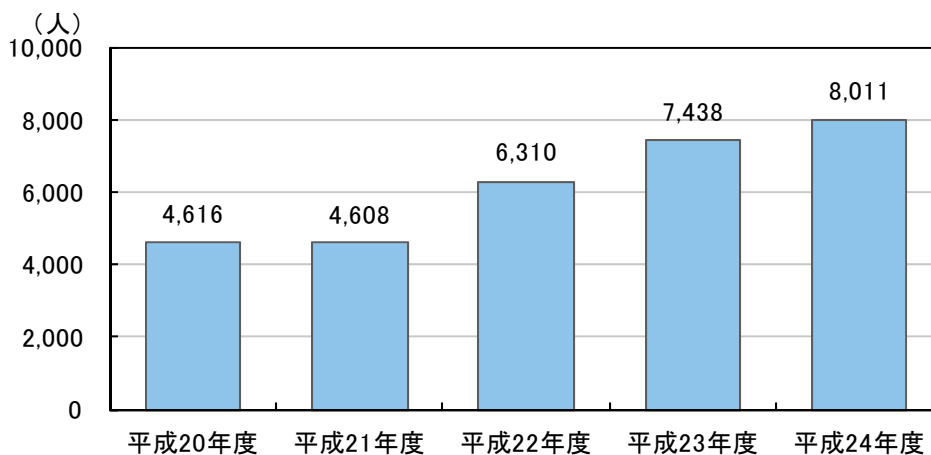
■ 避難所箇所数

単位：か所

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第一次指定避難所	39	39	39	39	39
第二次指定避難所	31	31	31	31	29*
第三次指定避難所	14	14	14	14	14

※ 中央児童センターの取り壊し、五和幼稚園の民営化による減少

■ 災害時要援護者台帳への登録者数



2-2

地震、風水害、土砂災害対策の充実

めざす姿

地震、風水害、土砂災害の発生時における被害の軽減を図ります。

現 状 ・ 課 題

- 住宅・土地統計調査（平成 20 年度）によると、昭和 55 年以前に建築された木造住宅は市内に 10,360 棟あり、耐震性がないものは 7,825 棟となっています。倒壊の危険性のある住宅の居住者が危険性を認識できるよう、「わが家の専門家診断」の実施と補強工事を促すことが急務となっています。
- 大規模な災害に備え、緊急輸送路・避難路の整備が求められています。
- 橋りょうの耐震化及び電線類の地中化により、市民の安全・安心を確保することが求められています。
- 市民が利用する公共施設の中には、耐震性の劣る施設があるため、耐震化などの対策が必要となっています。
- 当市の市街地は、大井川の扇状地に位置し、多くの河川が市域を流れ、日々、水の恩恵を受けている反面、降水量が多くなると水害の危険性が高まります。
- 主要河川は、それぞれの河川整備計画等に基づき、国・県により計画的に改修が進められてきています。しかしながら、中小河川となる住宅地内の排水路は未整備箇所が多く、降雨量の多い時には溢水等の被害が危惧されています。
- 都市型の浸水被害を防ぐため、計画的な都市下水路の整備が望まれています。また、雨水浸透施設の設置者に費用の一部を助成する制度があるものの、その利用は少なく、補助金交付件数は年間 10 件を下回っています。
- 市域の大部分が山間地であるため、土砂災害が発生すると、道路の寸断等により集落が孤立する危険性が高まります。このような地域では、住民が避難する時期などの情報や災害に対する情報提供が十分でないため、引き続き、危険性について周知・啓発を進めることが必要です。
- 砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業における実施箇所などの維持管理対策が求められています。
- がけ地近接等危険住宅移転事業により、昭和 49 年から計 135 戸が移転していますが、依然として多くの危険住宅が存在しています。危険住宅の居住者には高齢者が多く、住み慣れた地域から他の土地への移転が困難な状況にあるため、移転に向けた啓発を行うことが必要です。
- 伐採、間伐などの手入れ及び植林がされていないことなどから、下草等が育たなくなり、表土の流出による土砂災害が起りやすくなっています。

めざそう値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
民間住宅の耐震化率	64.9%	76.3%	90.0%
橋りょうの耐震化実施数 * 緊急輸送路・避難路	2 橋	5 橋	10 橋
雨水幹線整備率 * 都市下水路含む	47.8%	50.9%	51.8%※
がけ地近接等危険住宅移転事業による移転戸数	132 戸	135 戸	140 戸

※ 流域面積 H29 (801.4ha/1,546ha=51.8%)

重 点 的 取 組

住宅などの耐震化の推進

想定される東海地震を含めた南海トラフ巨大地震による人的被害の軽減を図るため、耐震性が劣る住宅などの耐震化を推進します。また、地震発生時におけるブロック塀の倒壊を防止し、避難時の安全確保に努めます。

排水路の整備

水害の防止や軽減を目的に、排水路の整備を重点的に実施します。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
住宅耐震化の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震化と道路沿いの危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを進めます。 ●耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進します。 ●住宅等の耐震化の重要性を市民に啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業 ・家具転倒防止事業
緊急輸送路・避難路の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の緊急輸送路・避難路を確保するため、橋りょうの耐震化や電線類の地中化等の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう耐震化事業 ・電線共同溝整備事業
公共施設の耐震化の実施 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震性の劣る公共施設は、耐震化工事を実施し、利用者の安全を確保します。 ●避難所となる小中学校の屋内運動場の安全対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設耐震化事業 ・小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業

取組名	内 容	事務事業
風水害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●風水害に関する情報を提供するとともに、平時から、堤防の決壊及び川からの溢水などを図示した洪水ハザードマップ²⁵の活用を住民に啓発します。 ●水害による浸水被害を最小限に抑えるため、主要河川の改修や中小河川及び排水路の整備を計画的に進めます。 ●浸水被害を防止するため、雨水の流出を抑制する施設の普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ作成 ・河川改修事業 ・排水路整備事業 ・都市下水道整備事業 ・雨水浸透施設設置事業費補助事業
土砂災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●平時から、がけ崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害危険区域を図示した土砂災害ハザードマップの活用を住民に啓発します。 ●静岡県が指定する土砂災害（特別）警戒区域などの情報を住民に提供します。 ●出水期前に土砂災害の危険のある地域の住民参加のもと、毎年度、土砂災害訓練を実施します。 ●安心して生活できる地域づくりを目指し、砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ります。 ●危険ながけに近接する建物所有者に対し、危険住宅の除去経費及び新たな住宅の建設（又は購入）に要する費用の一部を補助することで、危険住宅の移転を促進します。 ●土石流や山崩れ、落石などの山地災害によって被災した森林の復旧工事を行い、被害の拡大を防止します。 ●土砂災害が発生する恐れのある地区で、治山事業を実施し、災害発生の未然防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップ作成 ・土砂災害訓練の実施 ・急傾斜崩壊対策事業 ・がけ地近接等危険住宅移転事業 ・公共土木施設災害復旧事業 ・林業用施設災害復旧事業 ・治山事業

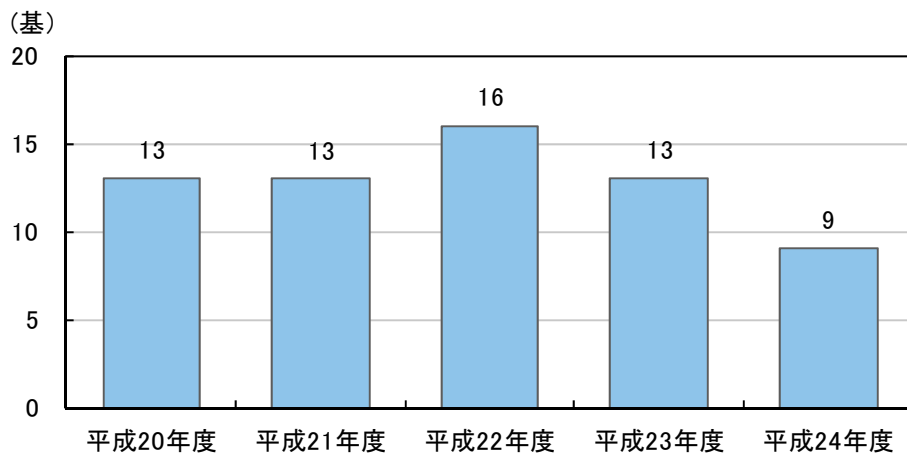
協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 避難場所・避難経路、緊急連絡先、持ち出し物資、備蓄食料、家族間の安否確認方法などに関する事項を確認します。（市民）
- 住宅等の耐震診断や耐震補強、家具転倒防止などを行います。（市民）
- 環境美化活動等により、河川環境の整備に努めます。（自治会・町内会等）
- 住宅敷地及び事業敷地において雨水浸透施設の積極的な活用を図ります。（市民・事業所等）
- 災害に強い安全な地域づくりを進めるため、防災意識を高めるとともに、土砂災害に対する防災訓練を実施します。（地域）

²⁵ 【ハザードマップ】災害時被害等の予測を地図で表したもの

■雨水浸透施設設置費補助金による雨水浸透ますの設置数



▲水防訓練（土のうあつらえ）



▲平成23年9月の台風で蓬莱橋の橋脚が流出

2-3

消防・救急・救助体制の充実

めざす姿

火災等の災害から市民を守るため、消防・救急・救助体制の充実を図り、安全・安心なまちづくりを目指します。

現 状 ・ 課 題

- 消防救急の広域化や消防救急無線のデジタル化に向けて関係自治体との協議を進めながら、複雑・多様化する災害に的確に対応できる組織体制の確立を図る必要があります。
- 一定の消防力を常に確保するため、迅速な消防救急活動ができる人材の育成が急務となっています。
- 重症者の救命率向上のため、市民に対する応急手当の周知を図る必要があります。また、救急搬送が必要な患者へ迅速に対応するため、救急車の適正利用への理解が求められます。
- 消防施設や消防車両の計画的な更新・整備が必要となっています。
- ひとり暮らしの高齢者の増加等により、火災発生の際には高齢の死傷者が後を絶たない状況となっています。火災発生の未然防止や被害軽減のために、火災予防の啓発活動がこれまで以上に求められています。
- 一般住宅や共同住宅では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、普及率の伸び悩みが課題となっています。
- 当市の消防団員数は、条例定数が 955 人に対し、現団員数は 859 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）と大きく不足しており、新規入団者の確保が課題となっています。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
救急救命士実働人員数	14 人	18 人	21 人
救急講習年間受講者数（住民が受講した一般講習、普通・上級救命講習及び普及員講習）	2,932 人	2,930 人	3,000 人
住宅用火災警報器の普及率	54% (H21)	74.4%	100%
消防団員数	861 人 (H20)	870 人	900 人

重点的取組

広域化による消防力の強化

消防の広域化を実施し、スケールメリットを活かした消防力の強化を図ります。

施策の方向

取組名	内容	事務事業
消防組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●消防力の強化による市民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化のため、広域消防運営計画を作成し消防救急広域化を実施します。 ●消防救急デジタル無線について、消防救急広域化と合わせた共同整備を実施します。 ●消防職員の育成を図るため、専門知識・技術習得の研修へ職員を派遣します。 ●火災をはじめとする多様な災害に対応できるよう、消防施設の整備・修繕や、消防車両の計画的な更新などを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防体制整備事業 ・消防救急広域化協議会事業 ・消防総合情報システム整備事業 ・消防救急デジタル無線整備事業 ・消防職員育成事業 ・消防施設整備事業 ・初倉分遣所耐震化事業 ・消防車両・資機材等の整備事業
救命・救急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対し、応急手当の必要性、知識・技術を広く啓発し、救命率の向上を図ります。 ●救急車の適正利用について、啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急講習等（応急手当普及啓発活動）事業
火災予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●春・秋の火災予防運動などにおける、火災予防に対する啓発活動を行い、火災の発生件数・損害額等の軽減を図ります。 ●火災時の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向けた啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防推進事業 ・住宅用火災警報器設置推進事業
消防団機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員を確保するため、消防団広報紙やフェイスブック²⁶等により消防団活動を周知するとともに、事業所などの協力体制を構築し、機能別団員²⁷制度を導入します。また、基本団員や女性団員の確保に努めます。 ●資機材の計画的な更新や整備を行います。 ●消防署との合同訓練・消防学校研修・普通救命講習及び普及員講習の受講等のさまざまな訓練実施により、機能強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動事業 ・消防団資機材整備事業 ・消防施設整備事業（消防ポンプ車更新など）

²⁶ 【フェイスブック】世界最大級のソーシャルネットワーキングサービス。全世界の人と、実名で情報をやり取りできる。

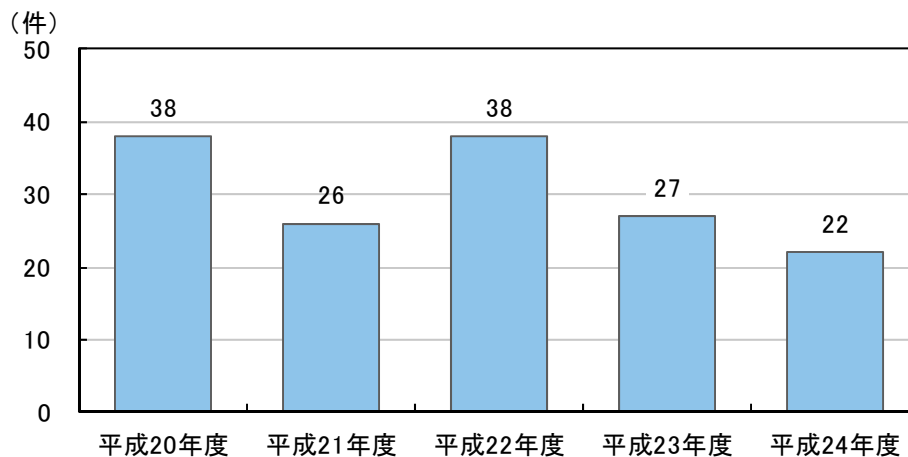
²⁷ 【機能別団員】通常の消防団員とは異なり、特定の活動のみに参加することで一般の消防団員を補完する役割を担う団員をいう。例えば、消防団を引退した方がその豊富な経験を活かして、応急手当の普及指導やラップ隊での吹奏などの活動に携わること。

協働のモデル

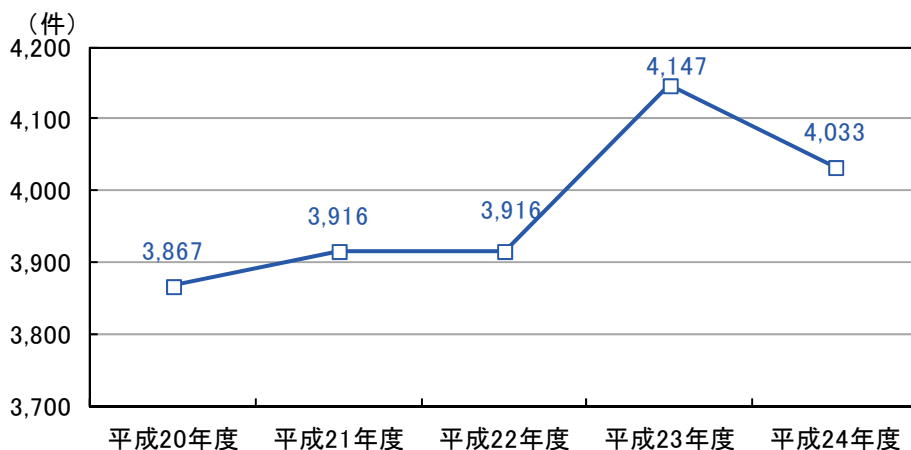
市民・地域・団体ができること

- 救急講習会及び応急手当普及員の養成・教育を消防本部とともに実施し、普及啓発活動を行います。（市民による救急蘇生普及島田市連絡協議会）
- 防火に関する正しい知識を身につけ、火災発生の防止に努めます。（幼年消防クラブ）
- 危険物の安全管理に努め、危険物に起因する災害の防止を図ります。（島田・北榛原地区危険物安全協会）
- 消防団の活動を理解し、消防団員の確保対策に協力します。（自治会・町内会、企業・事業所）

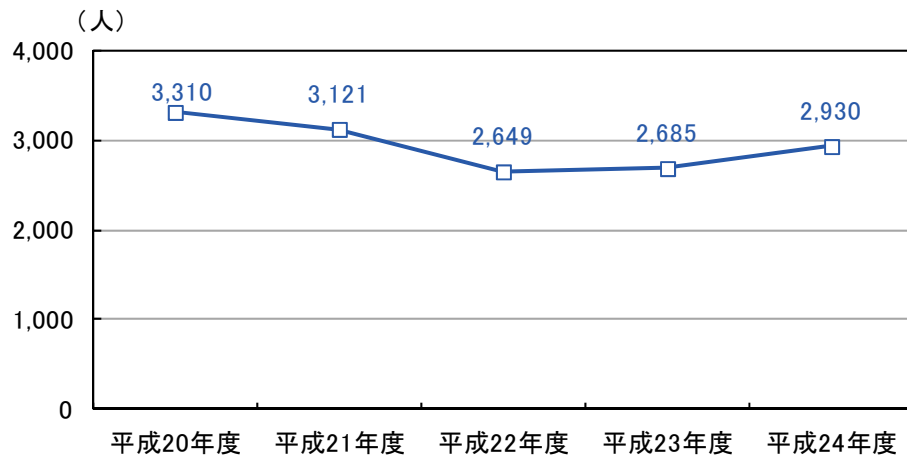
■火災発生件数



■救急出動件数



■救急講習年間受講者数(島田市消防本部管内)の状況



■消防団員数の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
消防団員数 (人)	861	887	875	885	870

※各年度4月1日現在



▲地震体験車



▲DMAT (災害派遣医療チーム) の訓練

2-4 地域防犯体制の強化

めざす姿

市民・地域・関係機関が一体となり、犯罪のない安全・安心な地域づくりを進めます。

現 状 ・ 課 題

- 当市における刑法犯認知件数は、平成 23 年度が 667 件、平成 24 年度で 621 件となっており、減少傾向で推移していますが、窃盗など市民に不安を感じさせる犯罪が依然として存在しています。
- 市民の安全かつ平穏な生活を確保し、当市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「島田市暴力団排除条例」を制定しました。（平成 25 年 1 月 1 日施行）
- 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
年間犯罪発生件数（刑法犯認知件数）	883 件	621 件	550 件以下
防犯まちづくり講座開催回数（年間）	20 回	13 回	24 回
地域の見守りネットワーク数（自治会）	16 自治会	20 自治会	30 自治会

重 点 的 取 組

地域における防犯意識の向上

防犯まちづくり講座の開催などにより、地域での防犯意識の向上や連帯感の強化を図ります。



▲島田図書館の防犯訓練

施策の方向

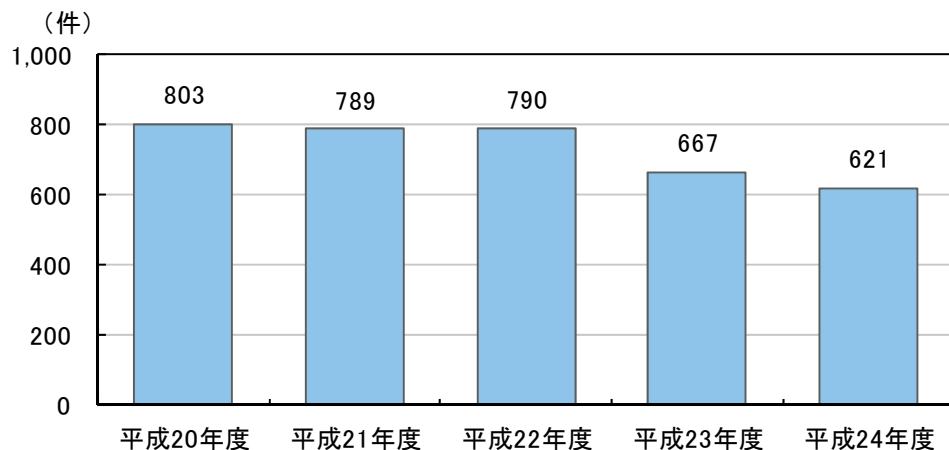
取組名	内容	事務事業
犯罪情報の共有化	●警察等の関係機関との連携により、同報無線による犯罪被害防止の注意喚起を行うとともに、FM島田などを活用した犯罪情報の共有のための体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 同報無線による広報 FM島田による広報
地域防犯体制の整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で活動する地域防犯団体の育成・強化を図ります。 ●防犯に対する意識啓発や子どもの安全・安心を確保するため、「防犯まちづくり講座」を開催します。 ●青色回転灯装着車により、児童の下校時における見守りを中心に、市内の防犯パトロールを実施します。 ●「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」を通じて、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯まちづくり支援事業補助金交付事業 防犯まちづくり講座の開催 防犯パトロールの実施 「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」開催事業
防犯設備の充実	●夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯を設置する自治会又は町内会に対し助成を行い、地域住民と連携した防犯環境の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯設置費補助金交付事業

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 中学校区等を単位として防犯会議を組織し、パトロールや啓発活動を行います。（地区安全会議）
- 防犯組織を設置し、パトロールや啓発活動を行います。（自治会・町内会など）

■犯罪発生状況（刑法犯認知件数）



※ 島田市内

■防犯まちづくり講座 開催回数及び受講者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
講座回数(回)	18	26	32	31	13
受講者数(人)	846	1,017	1,106	1,158	375

2-5 交通安全対策の充実

めざす姿

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故のない安全な地域づくりを進めます。

現 状 ・ 課 題

- 毎年掲げられる県下統一スローガンのもと、交通安全講習会等の交通安全に関する取組を積極的に行っています。
- 市内の交通事故発生件数・負傷者数・死者数には減少はみられない状況です。引き続き、交通事故発生傾向を捉え、年齢・車両運転時・自転車乗車時・歩行時・時間帯・地区に応じた広報・啓発・教育の一層の推進が求められています。
- 高齢者が犠牲者となる割合が高くなっており、事故防止のため、既存の歩道整備や交差点改良等を進める必要があります。
- 放置自転車対策の実施により、市内における放置自転車数は減少傾向にありますが、引き続き駐輪指導や撤去作業を推進する必要があります。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
交通事故（人身事故）発生件数（年間）	857 件	824 件	750 件以下
交通事故死者数※（年間）	7 人	7 人	4 人以下
地域交通安全講習会の開催回数（年間）	28 回	15 回	48 回

※ 「第9次島田市交通安全計画」（平成23年度～27年度）

重 点 的 取 組

市民の交通安全意識の向上

交通安全講習会の開催等により、交通ルールの遵守、交通マナーの向上など、市民一人ひとりの意識を高めます。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
交通安全運動の推進と意識の向上 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●四季の交通安全運動を中心に、交通安全意識の普及啓発、広報等による事故発生抑止活動を積極的に展開します。 ●各地域において、交通安全講習会を開催し、交通安全意識の向上を図ります。 ●飲酒運転の根絶に努めるとともに、子どもを交通事故から守り、増加傾向にある高齢者の事故防止を図るため、積極的に啓発活動を実施します。 ●夜間の歩行者を交通事故から守るため、反射材を身に付けるよう啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市交通安全対策協議会の運営 ・地域交通安全講習会の開催
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で円滑な交通機能を確保し、車両及び歩行人の安全確保を図るため、交通安全施設（道路照明灯・道路反射鏡・道路標識・ガードレール等）の設置・維持管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備事業
安全な交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会などからの要望を調査し、関係機関と連携して道路の危険箇所の改良を図るとともに、警察に対し地域の実情に応じた適正な交通規制による交通環境改善の働きかけに努めます。 ●車両や歩行者の多い島田駅周辺放置自転車規制区域²⁸や六合駅・金谷駅周辺において、駐輪指導や放置自転車²⁹の撤去を実施し、円滑な交通の確保と周辺環境の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺放置自転車対策事業

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 市が行う交通安全広報・啓発活動に協力し、市民の交通安全意識の向上に努めます。
(静岡県交通安全協会島田地区支部・島田市交通指導員会)



▲小学校低学年児童の下校時交通安全指導

²⁸ 【島田駅周辺放置自転車規制区域】「島田市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき指定された公共の場所で、自転車等の放置の禁止、放置に対する警告、撤去及び撤去した自転車等の保管や処分等の措置について規定された区域

²⁹ 【放置自転車】道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の場所にあつて、自転車等の持ち主が、直ちに移動させることができない状態の自転車

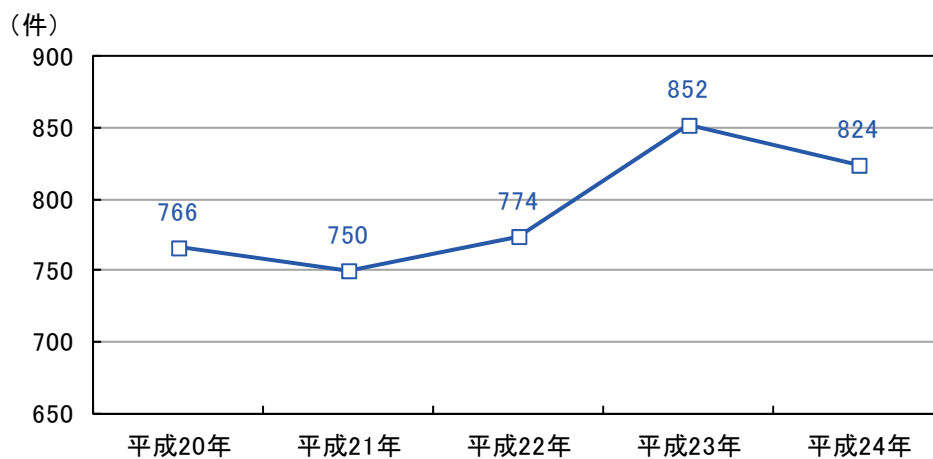
■高齢者運転免許証返納件数

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
返納件数 (件)	352	391	232

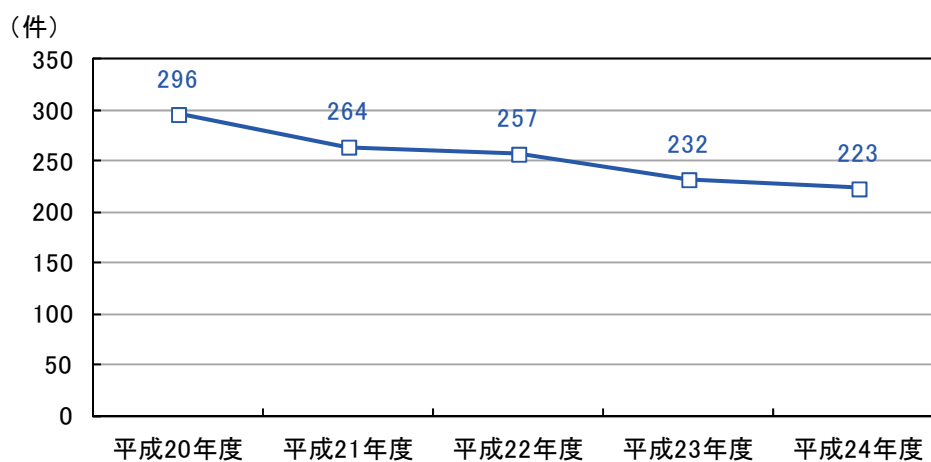
※ 島田警察署管内 暦年の数値

※ 平成 25 年は 9 月末日現在

■交通事故発生件数の状況



■放置自転車撤去台数の状況





▲高齢者対象のドライブシミュレーター（模擬運転体験）



▲交通安全運動 早朝街頭広報

2-6 消費生活対策の充実

めざす姿

市民一人ひとりが消費者として、自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することで、消費生活の安定と向上を図ります。

現 状 ・ 課 題

- 国際化、高齢化、高度情報化が進む中で、消費を巡る問題は多種多様となっており、消費者が事業者と対等な立場で問題解決に臨むためには、消費者側に不足している知識・情報や交渉力の補完を図ることが必要です。
- 国においては、平成 21 年度に消費者庁が発足し、消費者行政が一本化されたことで、消費者を脅かす問題・事故等に対する迅速な対応が図られています。また、平成 24 年度には消費者教育推進法が施行され、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する教育に取り組む方針が打ち出されています。
- 複雑かつ巧妙になっている悪質商法や振り込め詐欺などについては、高齢者を中心に被害が絶えないことから、被害を未然に防止するため、高齢者見守りネットワークに協力する関連団体との連携により、出前講座や広報などによる啓発を強化していくことが必要です。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
消費者被害防止啓発講座開催件数（年間）	44 回※	23 回	40 回
消費生活用製品安全法に基づく立入検査実施数（年間）	4 店	3 店	6 店
家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施数（年間）	12 店	6 店	10 店

※ 市町合併に際しての事業PRにより、金谷地区老人会の受講希望がこの年に集中したことによるもの。

重 点 的 取 組

市民の消費活動における自立支援

消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図り、消費活動における自立を促します。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
消費者意識の啓発と高揚	●関係機関と連携することで、消費生活に関する情報収集体制の充実を図るとともに、広報紙やFM島田、ホームページなどにより情報を的確に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者活動団体支援事業 ・消費生活モニター事業 ・消費生活展実施事業
消費生活相談体制の充実 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑化、専門化する消費生活に関する相談に対応できるよう、相談・指導体制の充実を図ります。 ●高齢者を振り込め詐欺をはじめとした悪質商法から守るため、消費生活講座の充実を図るとともに、高度化する消費者トラブルに対応するため、相談員の研修の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談事業 ・消費者被害防止講座事業
販売店等への立入検査及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者の生命又は身体に関する危害の発生を防止するため、消費生活用製品安全法に定められた製品を販売する店舗に対する立入検査を実施し、消費者の安全を確保します。 ●家庭用品の性能、品質等の表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づき、店舗に対する立入検査を実施し、消費者の安全を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 消費生活展や啓発キャンペーンなどの事業運営に協力するとともに、それぞれの団体が主体的に消費者支援のための啓発事業に取り組みます。（消費者団体）
- 主要生活物品価格調査を行います。学習会や研修等を実施し、モニター会議において集約した意見・要望を県や市に提出します。（消費生活モニター）
- 「消費者被害防止啓発講座」を開催します。（自治会・町内会など）

■市民相談・定例市民相談・特設市民相談 受付件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
行政相談 (件)	60	55	25	41	40
民事・家事相談 (件)	1,116	1,104	796	874	845
交通事故相談 (件)	41	60	45	46	41
消費生活相談 (件)	650	645	574	517	559
合計 (件)	1,867	1,864	1,440	1,478	1,485

■消費生活相談の内、インターネットのサイト利用料やネット通販に関するもの(再掲)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数 (件)	5	15	74	68	89

第 3 章

産業がいきいきと活発なまち

3-1 農林業の振興

めざす姿

地域で生産される農産物や木材が、安定的に供給・消費されるよう、地域農林業の振興を図ります。

現 状 ・ 課 題

- 当市では、茶をはじめ、さまざまな農作物が生産されていますが、従事者の高齢化や後継者不足、一部農地の遊休化の進行などの課題があるため、担い手の育成・確保を行うとともに、農地の保全対策と基盤整備のほか、経営改善と農地の利用集積を促進し、農業生産を維持することが求められています。
- 国外産農産物の輸入増加に対し、価格面で対抗しきれない可能性があり、農家を圧迫することが懸念されます。
- 食の安全・安心等への意識の高まりにより、農産物の地産地消が求められるとともに、環境保全・景観形成など農地や森林が持つ多面的な機能に対して、社会的な期待が高まっています。
- 当市は古くから、スギやヒノキなどの優良な大井川流域産材の産地ですが、高齢化や担い手不足、輸入材との競合による木材価格の低迷など、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。生産活動が停滞し、手入れ不足の森林が増加しており、森林の荒廃が進んでいます。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
認定農業者数	402 人	384 人	424 人
人・農地プラン ³⁰ 経営体掲載数※	—	22 経営体	100 経営体
担い手への農用地利用集積割合	37.8%	37.4%	41.5%
森林間伐面積（年間） * 補助分	118.75ha (平成 20 年度末)	108.20ha	135.00ha

※ 平成 24 年度事業開始

³⁰ 【人・農地プラン】高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」について、地域の将来像を検討し、課題を抽出・解決していく計画

重点的取組

地産地消とブランド化の推進

地元で生産される新鮮で安心な地場農産物の消費拡大を目指します。

また、茶を中心とした地場農産物について、6次産業化³¹を進めるなど付加価値を高めることで、ブランド力の強化と安定供給・販路拡大に努めます。

施策の方向

取組名	内容	事務事業
地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●茶、レタス、施設園芸農産物など地域の特性を活かした生産性の高い農業を育成します。 ●農家の所得向上のため、さまざまな農作物を組み合わせで栽培する複合経営の推進を図り、地域農業の振興を支援します。 ●基幹作物である茶の一層の産地化と、バラをはじめとする花き栽培農家の育成を図ります。 ●県の機関や大井川農業協同組合との連携を密にし、地域における営農を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営複合化支援事業
茶の生産基盤の強化と消費拡大 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●茶園の区画整理や茶改種の推進による品質と生産性の向上、品種茶の普及等を図ります。 ●防霜施設や茶加工施設の機能強化により、生産性の向上を図ります。 ●法人化による経営基盤の強化を図ります。また、中山間地域において、自然条件等を活かし、特徴ある茶を生産する経営体の育成を図ります。 ●島田市茶業振興協会と連携し、島田茶、金谷茶、川根茶のPRに努めます。 ●県内唯一の「お茶の郷」の博物館機能を活かしながら、「茶のまち」としてのブランド化を推進し、消費拡大に努めます。 ●市内で伝統的に継承され、世界農業遺産に登録された茶草場農法³²を、茶業の活性化や地域振興につなげます。 【関連取組：1-6 農山村景観の保全】 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶改植事業費補助事業 ・強い農業づくり交付金事業 ・農業基盤整備促進事業 ・中山間地農業振興整備事業
効果的な農業経営への支援 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的な農業経営のため、茶農協などの法人化を支援します。 ●新規就農者、女性農業者の支援や青年農業者の育成により、担い手の確保に努めます。 ●制度資金³³などによる支援を行うことで、地域農業の担い手である認定農業者³⁴等の確保に努めます。 ●人・農地プランを随時更新し、経営体に対して金利負担軽減措置等の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年就農給付金事業 ・担い手育成支援事業 ・がんばる認定農業者支援事業 ・経営体育成支援事業

³¹ 【6次産業化】農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組

³² 【茶草場農法】現在、静岡県など、ごく一部だけで続けられている、茶園周辺で刈り取ったススキやササなどを、茶畑に有機肥料として投入する農法。この投入する草を刈り取る採草地を茶草場といい、貴重な動植物が生まれ、生物多様性が保全されている。

³³ 【制度資金】農業を営む人の生産活動などを資金面から支援するため、融資を受けた資金への利子助成を行うこと。

³⁴ 【認定農業者】田畑の拡大や機械化など5年間の農業経営改善計画を市町村に提出し、認められた農業経営者や農業生産法人

取組名	内 容	事務事業
農業生産基盤整備の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●土地改良事業（農地の区画整理など）を推進するとともに、省力化のための機械・施設を導入することで、農業の生産性を高め、高品質な農産物の生産を推進します。 ●維持管理の省力化や管理費用の削減にも配慮した生産施設整備を推進します。 ●地元負担の少ない県営事業による茶園基盤整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県単独農業農村整備事業 ・空港隣接地域農業振興事業 ・県営土地改良事業 ・県営茶園基盤整備事業
地産地消とブランド化の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物・林産物における生産、製造・加工、流通及び消費の連携を強化するとともに、商業、工業等との異業種連携による6次産業化を進める中で、島田市ならではの商品の開発やブランド化を推進します。 ●農業祭や野菜栽培講習会等のイベントの開催や観光と連携した農産物の魅力の発信により、産地ブランドの育成を支援し、販路拡大を推進します。 ●朝市団体等における相互の連携を図るとともに、生産者と消費者の交流を深め、生産物への消費者ニーズの反映に努めます。 ●児童・生徒への食育の推進により、安全・安心な地場農産物に対する理解を深めるとともに、直売所での販売、学校給食や飲食店での利用等により、地場農産物の活用を促進します。【関連取組：4-5 食育の推進、6-1 安全・安心な学校給食の提供】 ●朝市マップの配布や島田市ホームページへの掲載により、イベント等の情報発信を行います。 ●島田茶・金谷茶のイメージキャラクターを、茶袋やのぼり旗等の宣伝資材に活用し、茶のブランド化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農産物消費拡大事業 ・食育推進事業
農地保全と都市化との調整	<ul style="list-style-type: none"> ●耕作放棄地対策として、担い手への農地集積などにより地域の農地を保全することで、営農の効率化を図るとともに、他の作物への転作などの解消対策を進めます。 ●農地については、本来の機能にとどまらず自然環境保全や景観形成、災害防止などの機能も有することから、都市的利用の際には、農業的利用とのバランスを考慮し、保全するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業
安全・安心な農林産物の生産と環境保全型農業の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な防除と施肥管理等を行うよう指導するとともに、持続性の高い環境保全型農業を行う農業者を支援します。 ●リサイクルの推進などによる環境負荷の少ない農業への転換を促進し、持続性の高い環境保全型農業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支援対策事業
生産性の高い林業の実現 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模かつ分散する森林施業の集約化を推進します。 ●林道と作業道等が一体となった路網の整備及び高性能林業機械の導入により、低コスト生産システムの構築を推進します。 ●環境に配慮した林業の実現のため、持続可能な森林システムの構築を目指す森林技術者を育成します。 ●良質な大井川流域産材を利用した住宅の建築を推進します。 ●公共事業等において、率先して大井川流域産材の利用を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備地域活動支援事業 ・森林施業補助事業 ・林道開設・改良・舗装事業 ・県営林道整備事業 ・間伐材搬出奨励補助事業 ・木材需要促進対策奨励金支給事業 ・公共建築物等木材利用推進事業

取組名	内 容	事務事業
森林の保全 《重点プロジェクト》	●多面的機能を持つ森林の保全のため、間伐事業や林道、施業道整備等を促進し、その適切な管理に努めます。 【関連取組：5-3 農地、森林の保全と多面的な機能の活用】	・森林保全整備事業 ・竹林対策推進事業 ・林道開設・改良・舗装事業 ・県営林道整備事業
鳥獣被害対策の推進	●鳥獣が好む環境である耕作放棄地等の減少を図るとともに、猟友会と協力し、広域かつ迅速な捕獲活動を行い、被害軽減に努めます。 ●地域の合意形成により、地域ぐるみで鳥獣被害対策に対処し、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりへの取組を支援します。	・鳥獣対策事業 ・耕作放棄地緊急対策事業費補助事業

協 働 の モ デ ル

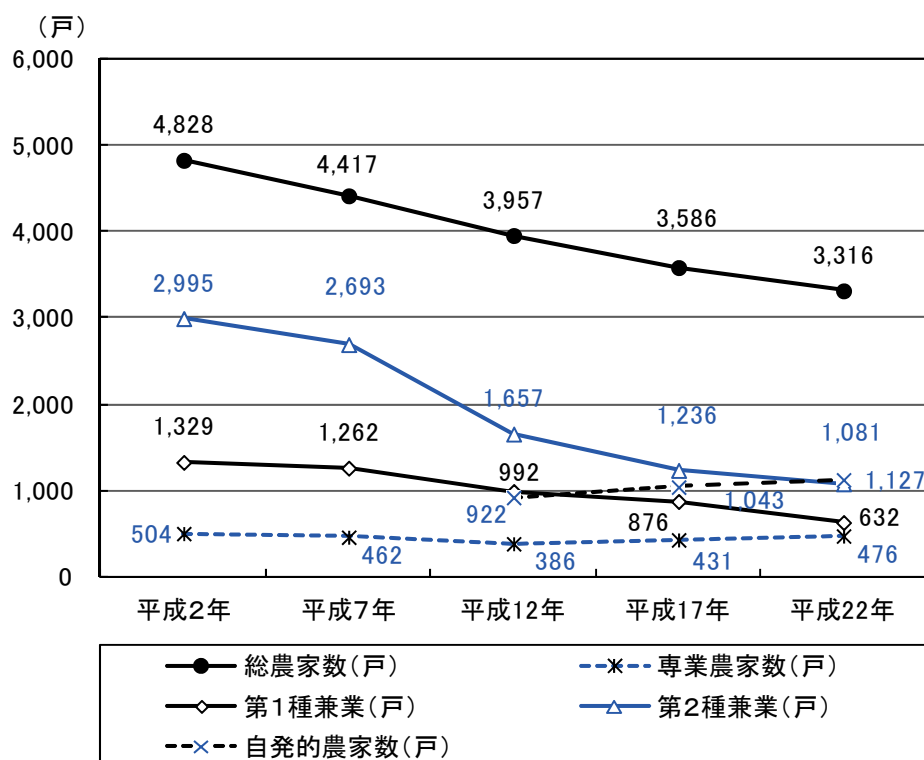
市民・地域・団体ができること

- 農業・農作物と関わりを深めます。（市民）
- 安全・安心な農産物の提供に努めます。（農業者）
- お茶サーバーの設置など、地域が一体となったお茶のPRや消費拡大を進めます。（企業・事業所）
- 市内産のお茶のPRやブランド化を推進し、茶業の振興を図ります。（島田市茶業振興協会）
- 地場産品を取り入れた商品や料理の販売を積極的に行います。（小売店・飲食店）
- 森づくり団体等が実施する森林保全事業や緑の募金活動などを支援します。（島田市緑化推進協議会）
- 大井川流域産材の需要拡大を図ります。（建築業者、製材業者、林業者、林業事業体）
- 有害鳥獣による被害に対し、関係機関による情報共有と連携強化を図りながら、効果的な被害防止対策を実施します。（島田市鳥獣被害防止対策協議会）
- 「100年の森づくり」プランに基づき、間伐や作業道の整備、むらづくりに取り組む活動を推進します。（森林保全活動を行うNPO法人）



▲ハウスみかんの収穫（神座）

■農家数の状況

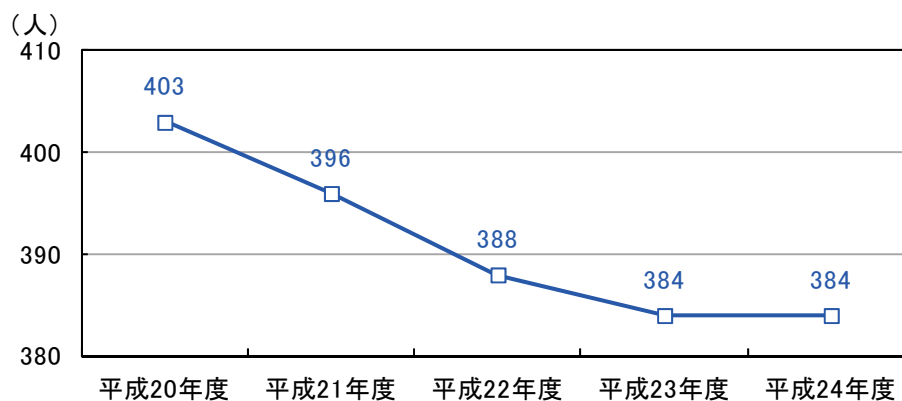


※ 平成12年度から「自発的農家数」を追加

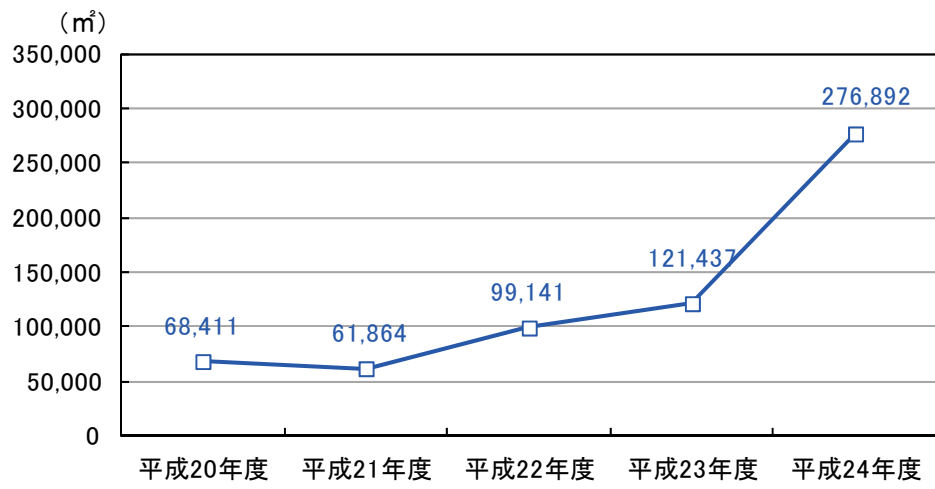
■用途別経営面積の状況

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総面積 (ha)	3,389	3,280	2,937	2,785	2,682
田 (ha)	980	880	654	549	524
畑 (ha)	52	48	53	50	39
茶園・果樹園 (ha)	2,354	2,346	2,222	2,186	2,119
その他 (ha)	3	6	8	—	—

■認定農業者数の状況



■耕作放棄地面積の状況



▲献上茶園での茶摘み

3-2 工業の振興

めざす姿

地域産業の振興や企業誘致の促進により、若者から高齢者まで多くの人が、いきいきと働くことができる雇用の場を確保します。

現 状 ・ 課 題

- 当市では、豊かな水資源と交通アクセスの良さを活用し、紙・パルプ、機械、医薬品、食料品等の工場が立地しています。
- 東日本大震災以降、沿岸部に立地している企業が内陸部への移転を検討しており、新たな工業用地の確保が必要になってきています。
- 中小企業を取り巻く経済状況は、依然として厳しい状態であるため、設備投資等の負担が難しくなっています。
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正を受け、各事業所において65歳までの雇用を確保する措置を講ずることが義務付けられるなど、高齢者が社会の担い手として活動することが期待されている一方、若年層における就労意識、就労環境の変化は、ニート³⁵やフリーター³⁶を生み出す要因となっています。これらの変化に対応した雇用対策と就労環境の整備を進めていく必要があります。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
地域産業振興事業費補助件数	16 件	42 件	115 件
企業立地促進事業費補助件数	—	2 件	15 件

³⁵ 【ニート】 学生でなく、現在働いていない、働くための職業訓練をしていない人

³⁶ 【フリーター】 一般的に、高校や大学を卒業後、臨時のアルバイトなどで収入を得ている若者をいう。

重 点 的 取 組

地域の特性を活かした新規企業の誘致

富士山静岡空港や新東名高速道路などの交通結節機能による利便性や、豊富な水資源、温暖な気候、強固な地盤、多彩な地場産品などの当市が持つ優位性を活かし、新産業の創出や新規企業の誘致に取り組みます。

雇用の創出による地元での就労の促進

雇用の確保について地元企業に働きかけるとともに、セミナーの開催や相談体制の整備などの支援を行うことで、若者の就労を促進します。

施 策 の 方 向

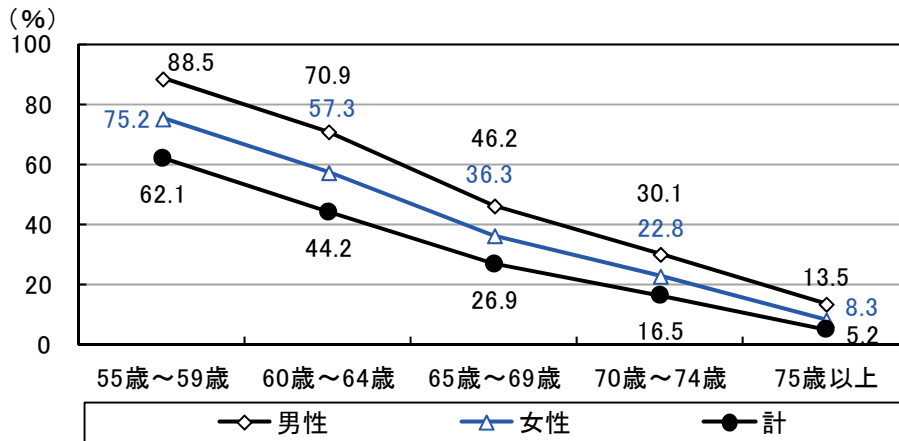
取組名	内 容	事務事業
地域産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●機械設備整備や環境改善施設整備、研究開発事業などへの補助により、地域産業を支える中小企業の経営基盤の強化を支援します。 ●中小企業の事業経営に必要な資金調達に対し、金融機関、商工会議所、商工会等と協力して支援します。 ●起業や経営改善に関するセミナーや、セミナーに参加した企業や個人を対象とした個別相談会等を開催する産業支援センター的な機能を設置します。 ●起業意欲のある女性、若者、シニアの事業活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業振興事業費補助事業 ・小口資金利子補給事業など ・産業支援事業
企業立地基盤の整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●工業系用途地域内の未利用地の整備を進めるとともに、新東名島田金谷IC周辺等において、新たな工業用地整備を進めます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】 ●企業ニーズに合った立地環境の創出を図るため、企業立地意向や業界の動向について情報収集に努めるとともに、市の情報を効果的に発信するなど、積極的な企業誘致活動を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島田金谷IC周辺地区調査事業 ・工業用地アクセス道路整備事業 ・企業誘致事業 ・企業立地促進事業費補助事業
雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の豊かな経験と能力を活用する就労の場や能力再開発訓練・研修の場を提供しているシルバー人材センターへの支援を行います。【関連取組：4-3 高齢者の自立と社会参加の促進】 ●就労に悩む若者の自立のためのセミナーや若者就労支援サポーターの養成研修会を開催します。 ●若者、高齢者などの就労機会を確保するため、ハローワーク、商工会議所、商工会等で組織する雇用対策協議会などにより、相談体制の整備や就労情報の相互提供を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用促進事業 ・就労に悩む若者の自立のためのセミナーの開催 ・個別相談会の開催

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 機械設備整備、環境改善施設整備、研究開発事業などを進め、地域産業の振興に努めます。（企業・事業所）
- 高齢者の雇用の機会を創出します。（島田市シルバー人材センター）
- 行政と連携し、就労に関するセミナーや相談会を開催します。（島田商工会議所、島田市商工会、NPO法人など）

■ 高齢者就労率(全国)の状況



資料：平成23年度総務省労働力調査



▲谷口工業用地進出企業

3-3 商業・サービス産業の振興

めざす姿

商業活動の活性化及び商業機能の充実により、商店街や個店のにぎわいを創出します。

現 状 ・ 課 題

- 消費者の購買動向が多様化しています。郊外型大規模店やコンビニエンスストアは、豊富な品揃えや立地の良さにより成長し、家に居ながら利用できるネットショッピング³⁷は規模を拡大しています。
- 中心市街地を含めた各地域の商店街は、消費者ニーズに corres 応する商品販売や魅力ある空間づくりが求められています。しかし、店主の高齢化や後継者不足等による廃業で空き店舗が増加し、厳しい状況に置かれています。
- 中心市街地における土地区画整理事業実施地区においては、未利用地の利用促進、老朽施設の建て替え、空き店舗への誘致等により、魅力ある商業空間・景観を形成し、にぎわい・活力の再生につなげていく必要があります。
- 図書館、こども館等を併設したJR島田駅周辺の新ショッピングビル「おび・りあ」や地域交流センター歩歩路、おび通りなどの利活用により、買い物客の回遊性向上や商店街のにぎわいの創出を図るなど、中心市街地の活性化を促進する取組が必要です。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
地域ブランド ³⁸ 商品の認定数	—	—	10 件
中心市街地（本通り二丁目交差点）の歩行者数（年間）	2,616 人/日	1,517 人/日	2,000 人/日

重 点 的 取 組

商店街や個店の魅力づくりのための支援

起業や経営改善に関するセミナーを開催するなど、商店街や個店の経営力向上につながる支援を行います。

³⁷ 【ネットショッピング】 カタログの代わりにホームページを見て商品などの申し込みをインターネットで行い、購入すること。

³⁸ 【地域ブランド】 市場での優位性や地域のアピールにより、他の地域の品物等と差別化を図るため、食や特産品、産業など地域資源の「付加価値」を高めること。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
商業の活性化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街のにぎわいを創出するための事業を支援します。 ●島田産業まつりの開催を支援します。 ●起業や経営改善に関するセミナーや個別相談会を実施します。 ●経営基盤の安定・強化を図る小売業者・サービス業者に対する融資制度の充実を図ります。 ●商工会議所、商工会、商業者団体等と連携し、島田市ならではの逸品を「しまだブランド」として認証する制度の創設に向けて取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい商店街支援補助事業 ・島田産業まつり補助事業 ・産業支援事業 ・島田市中小企業事業資金利子補給事業 ・島田商工会議所補助事業 ・島田市商工会補助事業 ・島田市ブランド認証事業
中心市街地の活性化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街や個店の魅力づくりについて、商業者、まちづくり関係者等の意見を聴きながら、活力あるまちづくりを目指します。 ●商店街が中心となって実施する「島田夏まつり」の開催を支援します。また、民間団体が中心となって開催する「しまだ元気市」を支援します。 ●中心市街地におけるまちなみ景観に合致する建物の改修に対し、財政的な支援を行います。 ●中心市街地において、市街地再開発事業等による都市機能の集約を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島田夏まつり補助事業 ・島田市景観形成事業費補助事業

協 働 の モ デ ル

市民・地域・団体ができること

- 情報共有や情報発信等を行うことで、魅力ある個店づくりを支援します。（商店主、島田商工会議所、島田市商工会）
- 行政と連携し、起業や異業種交流、経営改善に関するセミナーを実施します。（島田商工会議所、島田市商工会）
- （仮称）中心市街地活性化プロジェクトや（仮称）まちづくり協議会を創設し、中心市街地のにぎわいを創出します。（商店主、企業・事業所、地域など）



▲島田産業まつり

3-4 観光の振興

めざす姿

観光振興の原点はまちづくりにあるという基本認識のもと、観光資源の創出や掘り起こしにより、まちの魅力を明確にし、観光を通じた地域の活性化を目指します。

現 状 ・ 課 題

- 観光客のニーズは多様化しており、とりわけ体験・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行の需要が高まっています。
- 富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通など、当市における交通アクセスの充実は、観光客の利便性の向上につながっています。
- 市内の観光案内板は、合併前に設置されたものが大半を占めているため、今後は統一感や外国人対応も考慮したサイン整備³⁹が必要です。
- 観光資源の重層化による魅力の創出と強化に向けて、市内だけでなく、近隣自治体や観光関連団体とさらなる連携を図ることが重要です。
- 当市の観光施設は、個々には魅力ある施設が多いものの、滞在・回遊に結びついていないため、点から線、線から面への施策の展開を図る必要があります。
- 当市を訪れる観光客のほとんどは、日帰りとなっています。官民一体となり、滞在につなげられる観光地づくりが必要です。

め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
観光交流人口 ⁴⁰ ※1 (年間)	268.6 万人 (204.3 万人)	244.5 万人	300 万人
島田市内宿泊客数 (年間)	80,262 人	113,817 人	148,000 人
田代の郷温泉「伊太和里の湯」利用者数 ^{※2} (年間)	—	205,423 人	220,000 人
川根温泉及び川根温泉ホテル利用者数 (年間)	373,960 人	328,652 人	350,000 人

※1 括弧内は3年に一度開催される島田大祭への来訪者数を除いた数字

※2 施設整備基本構想における想定入館者数 130,000 人

³⁹ 【サイン整備】 道路案内標識、観光看板、観光案内図の整備

⁴⁰ 【観光交流人口】 観光を目的にその地域を訪れる人

重 点 的 取 組

ニューツーリズム⁴¹の推進による交流の拡大

体験・交流型の要素を取り入れた着地型観光を推進するとともに、その広域化を図り、多様な観光ニーズへの対応や交流人口の拡大を図ります。

施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
観光を支える人材の育成	●当市を訪れる観光客の案内役として活動し、島田・金谷・川根の各地区でPRを行う観光ボランティアガイド ⁴² を育成します。	・島田市観光協会補助事業
観光拠点の整備	●田代の郷温泉「伊太和里の湯」、川根温泉「ふれあいの泉」の施設改修・修繕を行います。【関連取組：4-5 茶や温泉等を活用した健康づくり】 ●田代の郷温泉「伊太和里の湯」を起点とした千葉山周辺のハイキングコースや金谷地区八高山ハイキングコースの整備を進め、健康志向の観光ニーズに対応します。	・田代の郷温泉管理運営事業 ・川根温泉管理運営事業 ・千葉山周辺観光施設整備事業 ・八高山ハイキングコース整備事業
サイン整備の推進	●観光客を交通拠点から観光拠点へ円滑に誘導するため、サイン整備を進めるとともに、観光拠点間のネットワーク化に努めます。	・観光サイン整備事業
観光情報の発信 《重点プロジェクト》	●富士山静岡空港の海外就航先で観光プロモーションを実施し、外国人観光客の誘致につなげます。 ●新東名高速道路の開通で、アクセス性が向上した中京圏を視野に入れた観光プロモーションを重点的に行います。 ●島田市の代表的な行事である島田大祭・帯まつり、金谷茶まつり、島田髷まつりなどの情報発信を強化します。 ●島田市観光パンフレットのリニューアルを行い、最新情報の発信に努めます。	・島田大祭開催事業費補助事業 ・金谷茶まつり開催事業費補助事業 ・観光パンフレット更新事業
ロケーション活動支援の充実	●ロケーション情報の提供、撮影許可申請のサポート・代行、宿泊施設や食事に関する情報提供、物品レンタルの紹介・手配、エキストラの確保等について、官民一体となって取り組むことにより、映画・ドラマを通じた当市のPRにつなげます。 ●島田商工会議所フィルムサポート島田運営委員会 ⁴³ の活動を支援します。	・島田市観光協会補助事業

41 【ニューツーリズム】従来の物見遊山的な観光旅行に対し、これまで観光資源としては気付かれなかった地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ユニバーサルツーリズム、産業観光等が挙げられる。

42 【観光ボランティアガイド】観光ガイドブックに載っていない情報や見どころを案内するボランティア

43 【フィルムサポート島田運営委員会】地域活性化の一環として映画・テレビドラマ等への協力を目的に、島田商工会議所青年部がその活動の一つとして、平成18年に「フィルムサポート島田」を立ち上げた。

取組名	内 容	事務事業
観光資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●本市を代表する歴史的観光資源である「SL」と新金谷駅構内の「SL 転車台」を活用した観光客の誘致を進めます。 ●SL や市内外の観光施設を活かした滞在型のプログラムを作成するとともに、大井川流域の拠点に川根温泉ホテルを位置付け、観光のネットワーク化を図ることで集客につなげます。【関連取組：1-1 新たな交流拠点の形成】 ●新たな視点から大井川流域の歴史や文化に触れることができる、「まちかど博物館」などのエコミュージアム⁴⁴構想を展開します。 ●観光ニーズに対応した新たな地域資源の発掘を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川流域観光客誘致事業 ・川根温泉宿泊施設建設事業 ・川根温泉宿泊施設運営事業
広域連携型観光の振興 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> ●静岡県観光協会、中部地区観光協議会、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会、3市1町観光連携など、広域連携による観光振興を推進し、当地域の知名度向上と観光客誘致に向けた観光施策の展開を図ります。 ●体験・滞在型観光の確立や教育旅行の誘致を図るとともに、広域内に点在する魅力ある観光資源をテーマ別に分類・整理することで観光力の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地区観光振興協議会事業 ・富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会事業 ・3市1町広域観光連携協議会事業
ニューツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な観光ニーズに対応する体験・交流の要素を取り入れた着地型観光を推進し、地域の魅力を活かした観光施策を展開します。 ●ニューツーリズムの推進体制の整備や人材の育成に努めます。 ●体験・交流の場の中心的役割を担う、山村都市交流センターささま、野外活動センター山の家の機能を充実します。 ●事業者や近隣自治体と連携し、中山間地域の地域資源を活かした農業体験やグリーンツーリズム⁴⁵等の事業を実施します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】 ●地域おこし協力隊派遣制度の活用により、都市部から過疎地域に人材を派遣し、地域の魅力を発信するとともに、交流を促進します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】 ●田舎暮らし体験、農業体験、農林家民宿、フォトロゲイニング⁴⁶などにより、中山間地における交流を促進します。【関連取組：1-4 中山間地における定住化の促進】 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光プロモーション事業 ・農林家民宿等モデル事業 ・中山間地域交流促進事業

44 【エコミュージアム】 地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、復元、展示すること。

45 【グリーンツーリズム】 農山村に滞在し、農林業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を通じて楽しむ余暇活動のこと。

46 【フォトロゲイニング】 地図をもとに、時間内にチェックポイントを回り、得点を集めるスポーツ。チェックポイントに到達した記録として、写真一覧と同じ風景を撮影する。

協働のモデル

市民・地域・団体ができること

- 地域イベントを企画・運営し、地域の活性化を図ります。（青年団、青年サークルなど）
- 島田市ならではの伝統行事（島田大祭・帯まつり、金谷茶まつり、島田髷まつりなど）を後世へ継承します。（市民・地域・島田市観光協会、各種まつり保存会など）
- 映画・ドラマのロケーションを誘致することで、当市のPRにつなげます。（島田商工会議所フィルムサポート島田運営委員会）
- 地域資源を活かした体験交流型観光を推進するとともに、ガイドの養成などニューツーリズムに対応することで、滞在型交流人口の拡大につなげます。（地域づくりを行うNPO法人、株式会社川根町温泉など）



▲市内でのロケーション
（ドラマ 零戦～搭乗員たちが見つめた太平洋戦争～）



▲大井川鐵道SL

